

考えております。しかし、さらに進んで、そういうような行政措置による是正というように、法律そのものにさかのぼってこれをいかに処置するかという根本制度についての問題を考えなければならぬというように、全く同感でございます。

○大川光三君 先ほどお言葉にもございましたように、皇太子殿下の御成婚の恩赦を見越してのいろいろな選挙違反等の犯罪が行われておるといふことは、まことに私もいたしまして遺憾千萬にたえないのであります。それに関しまして先例をあげての御説明がございましたが、私は、これはひとり先例にとらわれることなく、現状に即し、また、現在の社会情勢に照らして恩赦というものは決定すべきものであるし、今皇太子御成婚に關していかなる恩赦を行ふべきであるというように、これは論議すべき限りでないと存じておるのであります。ただ先例がこうであるからということではなしに、もっと慎重に御考慮すべきものかと考えるのでございますが、いかがでございますでしょうか。

○國務大臣(唐澤俊樹君) 御意見の通りでございます。皇太子御成婚のこととはまた将来に属することでございます。そして、そのときの責任者が、そのときの社会情勢、各般の事情を勘案して御決定になることと思ひますから、その意味におきまして、私は、これを明言することを御遠慮申し上げたような次第でございます。ただそれでは、今日盛んに事前運動が行われておるといふ情勢に対してどう思ふかというその感想をいたしまして、過去においてはかような実例になつておるといふこと

を参考までに申し上げた次第でございます。御承知のように、この恩赦制度が始められましたから、たとえば大赦令というような大規模の恩赦はほとんど明治、大正、昭和を通じてまれにすら行われなかつたのでございまして、御承知のように、終戦後は国家の激動期でございまして、国家の運命に關する重大な事件が次々とありましたために、そういうような事態に大赦令が相次いで出たような情勢でございまして、けれども、過去においては、大赦令というものはまれな事例に属しておつたのであります。将来のことは今申し上げましたように、明言することには私どもとしては遠慮すべきことだと思ひます。ただ過去の事例を御参考のために申し上げたような次第であります。

○大川光三君 世上伝えられております選挙違反が公然と行われるというところについては、先ほど大臣も法の許す範囲で厳重にこれを取り締るといふことであります。特に私は現在の選挙違反事犯というものを対しては、将来の恩赦などを考慮に入れず、現実の犯罪として厳重なる取締りを希望いたします。私の質問を終わります。

○國務大臣(唐澤俊樹君) ただいま御注意のありました通りに考えております。将来恩赦によつて許されるかどうかというようなことは別問題といたしまして、とにかく事前運動として法規に反するものは厳重に取り締つて参りたい。特に今年は、私の申し上げますまでもなく、選挙の年といわれておられます。かりに衆議院の例をとつてみましても、この四月、五月おそくとも九月、十月にはあるといふこ

とを予想できますので、およそ選挙というものが具体化してきておりますから、これを目標としてやる事前運動につきましては、厳重なる取締りをしなければならぬ、かように考えておる次第であります。

○藤原道子君 ちよつとその点について。そういうものがあつたらというお答えでございますが、実に最近目にあまる行為が行われておりますけれども、現認いたしておりますが、当局におかれては、こうした事態をどのように考えておられますか。

○國務大臣(唐澤俊樹君) 実はこの事前運動の取締りでございまして、これはたとへば、単なる政治運動、あるいは政見発表、あるいは国会報告というふうなことは、実質的に事前運動であり、またそのつもりでやつておられます。また、刑法の方で処断するには、簡単にこれを検挙するといふわけには参りません。それでありまして、結局次の選挙を目ざしてそして票を集めるといふことのために明らかな運動がありますれば、これは検察当局としてこれを十分処断いたしております。たしか最近の例で、地方に行われまして衆議院の補欠選挙でも事前運動を訴追いたしておる事件もございまして、これは訴追技術の上では非常にむずかしい問題でございまして、ただ自分が政見を発表する、政治を語る、国会の情勢を報告するといふようなことで、実質的には選挙運動になりますけれども、それだけでございましてとすぐこれを訴追するといふような証拠として是不十分でございまして、この点は検察当局、警察当局においては非常に苦しいところでありますけれども、いや

しくも法に違反し、それを証明するだけの証拠がございすれば仮借することなく手続をとるつもりであります。

○藤原道子君 私は、国会議員が国会の動きとか、国会報告をするのは、その人が立候補するとかしないとかにかかわらず、当然の義務だと思ひます。そういうことまでなくて、明らかに何々会といふものを作つて、会費は十円あるいは五十円くらいで、そして方々へ招待してそこで飲みやげまで持たせて歸す、こういう悪質なのがずいぶんある。こういうことを私たちは言つてゐるので、さらに法定選挙費用がきまつておりますけれども、選挙のときには何十倍という金を使つてゐる。これは公然の秘密になつて、ちつともそれに手が入らないのです。みな法律を法律として正しく取り締つていかなければならぬことがだんだん拡大してくるのだと思ひます。だからこれらの取締りに對して、非常に遺憾な点が多いので、あなたは、人格者である法務大臣が、その際びしやつとしたところを見せてほしい。そういうことについてあなたの御所見を聞きたい。

○國務大臣(唐澤俊樹君) 考え方の方向といたしましては全く御同感でございます。私も、しばしばあるいは講演会といふような名前によつて人を集める。そしていろいろな酒食の供応もある。名義だけの会費を取つて、そして事實は、大部分はだれかが負担するといふような場合が多いといふようなこと、これらは事前運動なのではないかといふような疑いをもつておられるわけでございますけれども、なかなかこれが将来の選挙に備えて、票を得るための

運動であるかどうか。選挙の告示があらまして、そして候補者がきまつてそれから先でございまして、もう疑い濃厚でございまして、これは手を入れることができませんけれども、事前においてだれのために票を入れてくれ、この次の選挙に有利に働いてくれといふようなことをなかなか明示しておりません。ですから、そういう際に手を入れることができるかどうかといふ点が捜査技術上非常にむずかしいところでございます。一方におきましては人権を尊重し、人の自由や人権を尊重しながら、しかし、罪あるところは法によつてこれを訴追する、これが警察技術、検察技術のむずかしいところでございます。考え方の方向としては、今藤原委員の御指摘になつたように私も考えて、どこまでもこれを追及していきたい、かように考えて、このごろも検察官の会同で十分それを申しておることでございます。また、技術的にそこがむずかしいところがございます。ことに選挙の際の制限額の超過といふようなことは、今のお言葉にもありました通り、みんなが公然の秘密として言つてゐるようなことでございます。これを徹底的に選挙制限額にまで圧縮しないことには、公明な選挙はできません。かように考えておりますけれども、これを検察技術としてそこまで圧縮してやろうといふことが實際問題として非常にむずかしい、しかし、どこまでもそういうふうな考え方で取締りに臨まなければならぬ、かように考えておるわけでございます。

○藤原道子君 非常に世間でこの問題

についてはいろいろな世論があるわけ
で、これは御承知だろうと思つて
す。従つて、これは今度の恩赦の中
に、この前、選挙違反が適用になり
したね、そのときに検察庁の方では
かばかしい、憎まれて骨を折ってせ
つかつた。だから今度なんかやる必
要はないのだというふること、取
り締る手が非常に何といふか、消
極的といふか、放棄してゐるやうな
感じがする。放しなさいといふこと
が世間で言われておる。この恩赦
の適用範囲といふことについては非
常に重大だと思つて。従つて、私
どもは世論にこたえて、選挙違反な
どをこの中に包含すべきでないとい
ふうな意見を持つてございすが、大
臣はどういうふうにお考えになつて
おりますか。

○國務大臣(唐澤俊輔君) 今日、将来
の選挙違反、恩赦を予想して、そうし
て選挙違反が手放して行かれてゐる
この状況はまことに私は苦しいこと
だと思つております。先ほども申し上
げました通り、それが恩赦でどうい
う処置を受けるかといふことは別とい
はしまして、現にそれが事前運動とし
て法に触れておるならば、嚴重にこ
れを処置して参りたいと思つてお
ります。ただ、将来、皇太子御成婚のあ
つた場合に、いかなる恩赦が行われ
るか、また、行われるとしてどうい
う範囲の恩赦が行われるかといふこと
とは、先ほど大川委員の御発言にお
答へ申し上げました通り、何分にも
将来のことでございます。そのとき
の責任者がそのとき的情勢を見て、

て御判定になることと思つてござ
います。ただ、今日私にいたしまして
は、将来の恩赦によつて罪が許され
るだらうというやうなことを見越して
、そうして手放しの事前運動が行わ
れたといふことは、それはまことに
苦しいといふことで、将来のことは
別として、それが法に触れる場合には
断固としてこれを処置する、かように
考へておるという私の考えだけを申
上げておきたいと思つております。

○藤原道子君 ところが、断固として
処置するといふても、恩赦になつて、
この前はかばかしい目をあなたの部下
は味方してゐるのです。そういうあ
なたの言動が非常に大きな影響があ
ることを私は心配してゐるのです。
一生懸命骨を折つてやつとつかま
えて、そうして今度恩赦でバーにな
つちやう。これじゃ、やるあなたの部下
が熱意を欠くのは当りまえだと思
う。だから法務大臣としては、もつと
きまつたお考えがあつてしかるべき
だと思ふ。私はこの程度にしてお
きます。

○國務大臣(唐澤俊輔君) 重ねて申
すやうでありますけれども、きぜん
態度を御要求になりましたが、私とい
はしましては、法の許す範囲内に
おきましては、どこまでも徹底的に
仕事を進めていきたい、かように考
へております。ただ、過去の事例に
おいて、せつかつく苦心をして捜査
したものが全部許されてしまつたとい
ふことに対する検察当局の仕事に
当つた者の間に失望があるといふ
ことは、これは想像にかたくありま
せん。

しかしながら、そうだからとい
つて、これからこの方の検察事務に
ついて熱意を欠くといふやうなこ
とでありま

すると、これはまた重大な問題であ
りますから、それは十分検察当局を
励ましたしまして、そういうこと
にいたしていただきたいと思つて
おります。要するに私にいたしまして
は、法の許す範囲におきましては
断固として、捜査、検挙をいたす
やうな根柢をもちまして検察当局
に臨んでおるといふことだけを
この際明らかに申し上げてお
きます。

○藤原道子君 法務大臣としては、こ
の選挙違反をこの中に包含しない
方が好ましいとか何かがないとい
ふことは言えないのでしやうか。

○大川光三君 議事進行。ただいま
原委員からのお尋ねもございま
したが、私先に発言いたしました
ように、恩赦は法の尊厳と裁判の
神聖とを維持するといふこの
線で考えるべきだといふこと
を伺ひ、その意見も伺つたので
あります。しかし、ここでその
恩赦の、来たるべき恩赦の内容を
発表される場所でもなければ、
その時期でもないといふことは
考へますので、恩赦はよろしく
そのとき直に面して、こゝろ
内閣の権限と責任で行うべきもので
あつて、あらかじめその内意を
漏らされるものではないとい
ふ見解でございします。

○藤原道子君 今私は大川さんの言
われたことはわかるのです。わか
るのですけれども、非常に悪い
方へ悪い方へ行く空気が伝えら
れておるやうなもので、法務大
臣の決意がたいは聞きたいとい
ふのもう一つです。あなたのお
っしゃることは、法的にはそれが
正しい。

○委員長(青山正一君) 法務大臣は二
時から予算委員会に出なければなら
ぬ関係上、一松さんにお願ひ
します。

○一松定吉君 今の恩赦の問題です
が、今藤原さんと大川さんの意見が
食い違つてゐるやうですが、私は、自
分が法律家として、大川君の御意見が
正しいと思つてゐる。それは、なるほど
恩赦を見越して選挙違反をやるとい
ふやうなことは、それは悪質です。こ
ろが、これは選挙違反に限りませ
ん。恩赦を見越して強盗をやると、恩
赦を見越して詐欺をやると、恩赦を
見越して行方不明をやると、それは
恩赦に見越してやつたのだから、同
じ趣旨に於いて、これらの者は恩
赦に浴せぬといふ態度を取るなら、
これは趣旨が一貫してゐます。し
かし、恩赦を見越してやつたとい
ふことを選挙違反だけに限つて、
お前方は恩赦を見越してやつたの
だから、これは恩赦の恩典に浴し
ないのだといふことをやるといふ
ことは、これは筋が通じません。そ
れは藤原さんの意見も聞きまし
やうが、恩赦を見越して私がい
ふやうな行方不明をやつたらどう
なるか。恩赦を見越して詐欺をや
つたらどうなるか。(笑)恩赦を見
越して行方不明をやつたらどう
なるか。恩赦を見越して詐欺をや
つたらどうなるか。同じことです。
のみならず、この恩赦は、いわゆる
憲法第七條によつて規定してある
ところの天皇の大権行為であつて、
御承知の通り、に、いわゆる助
言と承認によつてやるものだ。そ
れを今法務大臣が、これは恩赦を
あらかじめやらぬのだといふや
うなことは、この憲法の規定から
いへば、法務大臣としてはどうい
うことか、言えないのか。今こ
こでは、憲法第七條の規定で、内閣
の助言と承認によつて、天皇が第
七條の六の大赦、特赦、減刑、刑
の執行の免除、もしくは復権の認
証をするといふこと

なんです。それから、それを法務大
臣に、あなたの意見をこゝで言え
といふやうなことは、これは私は少
し無理だと思ふ。法律家でないあ
なたにそんなことを言うのは失礼
だけれども、(藤原道子君)いや、
いいです。と述べた。だからこ
れは法務大臣のお答えが正しい
と思ふのであるが、ただ藤原さん
その他の言ひ、あなたも恩赦を見
越してやるといふやうな悪質な
者に対しては、私はこの恩赦のう
ちの第七條の第六項の大赦とい
ふものは、もう全部やると、皆や
ると、今度は特赦といふことにな
ると、個人々々の一人々々に
ついてその犯罪の是非を検討し
て、これは一松のやり方は悪い
から、これは恩赦はやらぬ、藤
原という昔のやり方はいいから
恩赦にしよう、同じ選挙違反で
もこゝろにやれるのですから、
そういうふうな処置をすれば、こ
れは今の世の中の非難はのがれる
ことができやうと思ふが、あの
牧野君が選挙違反を全部をや
つてしまつたといふことが非難
になつたのだから、そういうこ
とに十分の御注意を願つて、法
務大臣のお考えのように、慎重
にお取り扱ひ相なるがよろしい
といふことは、私も大川君と同じ
意見でございしますから、私の
意見だけを申し上げて、今法務
大臣のおっしゃることが、今私
の上げた七條の六の大赦、特赦、
減刑、刑の執行の免除、適当な
個人々々の犯罪関係で、適当な
処置をおとりになるといふこと
の法務大臣の御意見ならば、法
務大臣も発表はできやうと思
ふが、(藤原道子君)いや、そ
こまで言つてはいない(と述べ)

その点に

ついでには私は藤原さんと少し意見を違えておりますから、法務大臣のこの点に対するいま一度の御発言の上に、御退場願いたい。

○藤原道子君 ちよつとその前に。私は確かに一松さんの言うように、正しい点もあるし、正しくない点もある。私は選挙違反はわいせつ行為や、強盗、窃盗と違ひ。強盗、窃盗は大赦があるとか、恩赦があるとかないとか考えてやっているのじゃない。ところが、今の選挙違反のときには、それを見越して違反しているところ、それを相違点がある。私は法律家でないからわかりませんが、常識的に判断すると、そこに私は相違点があるわけ。そういう考え方で。で、大臣がここで何も恩赦をやるとか、やらないと語りことは必要ございませんよ。けれども、天皇が御自身でおやりになるのではなくて、内閣の助言によって行われる。従つて、これをやるかやらないかは、あなからの方の重大な責任がある。私の解釈はこういう考えで、ただその点だけ。

○一松定吉君 委員長、ちよつと。

○委員長(青山正一君) 法務大臣に対する質疑だけにして下さい。

○國務大臣(唐澤俊樹君) やはり同一趣旨のことを繰り返してお答えすることに相なるのでございしますが、皇太子御成婚の際に、果して恩赦が行われるかどうか、まあかに行われるとして、その範囲はどうかというよりなことににつきましては、先ほど大川委員からの御発言に、私が共感であると申し上げた通りでございまして、まだ先のことではございまして、私の個人の考えを今ここで申し上げるというところは、これは御遠慮すべきだろう。その

ときの責任者がそのときの考えによつて助言、承認、こういうことをすべきだと考えております。

ただ、私の基本の考えをいたしましては、恩赦というものは、裁判の手続、あるいは法律の命じておるその手続に対して非常な例外措置をすること、ございまして、誠にやむを得ないけれども、大赦令のごときものは、非常な総括的なこれは免除でございまして、特に注意をしてやらなければいけない。かような基本の考えに立つておるといふことだけを申し上げるにとどめておきたいと思ひます。

○委員長(青山正一君) この問題はこの程度にとどめます。

○委員長(青山正一君) 次に、売春防止法の一部を改正する法律案、婦人補導院法案を一括議題といたします。両案は、昨六日、本付託となつておりますから、この際申し添えておきます。

前回に引き続き、質疑を続行いたします。御質疑の方は御発言を願います。なお、当席には、横川法務政務次官、竹内法務省刑事局長、渡部矯正局長、福原保護局長、尾村公衆衛生局長、境衛生部長、藤原総理府総務副長官、こういふ方々がお見えになつております。

○宮城タマヨ君 法務大臣お急ぎのことではございませうけれども、きょうは二点だけについてお尋ねしたいと思つております。

今度の売春防止法の一部を改正する法律案の一番盲点としておりますところは、申すまでもなく、この単純売春が許されているということなんでござ

います。それにつきまして、法務大臣の御意見を伺いたいでございませう。この単純売春が許されて、これからは、まあ道路では売春は行われない建前になつておりますが、一歩家の中へ入れば、その単純売春はこの売春法からのがれてゐる。そこで、私は、これから一番問題になることは性病の問題ではないか。この点についてどう

いう御処置がございませうでしょうか、どうでしょうか。特に私が心配しておりますのは、この家庭に性病が非常に入つていくおそれがあるという点なんでございませう。でこの点はゆゆしいことで、私もだいたいこの単純売春の問題につきまして、審議会でも研究もして、議論もして参りましたのでございませうが、結果はやっぱり世界と

もに単純売春は許されることになつておりますが、この非常に重大な点について、まだ一度も法務大臣の御意見を伺つたことがございませうから、お願い申し上げます。

○國務大臣(唐澤俊樹君) 売春を禁止して、そうしてわが国の社会史上にも今度画期的な変革を持ち来たすわけでございますが、これはこの面ではまことにけつこうでございませうけれども、その半面、そのために性病が蔓延するといふようなことになりまして、国民体位の向上の上からいまして、これはまたゆゆしき問題であると思ひますのでございまして、この公娼制度が許されておりましたこの長い間におきまして、日本は公娼国と言われて、国辱であるといふ観点から、公娼より、同じやういふものを認めるとしても、大目に認めた公娼がよいのか、それかまた、公娼のような集娼よりは、散娼がよいのかといふような議論がし

ばれば日本でも研究されたわけでございますけれども、ただその際いつも問題になりましたのは、この性病の蔓延でございます。これを私娼にし、散娼におきまして、おそるべき弊害があるといふようなことで、公娼はいかに公娼であるけれども、どうもこの点

が心配だからといふようなことで続いたきたやうなふうに私は考えております。この点は、公娼廃止のこの売春防止の新しい法律を作る際にも非常に心配されたこととございまして、これは御承知のように、まあ主として厚生省で担当いたしておることとございませうので、たとえば、今度赤嶺、青嶺地の婦女子を解放するといふ際にも、この性病予防については国費をもつて相当の措置をとるようでございませう。しかし、そういう集団の場合には処置をとるのに簡単でございませうけれども、散らばつて後になお、散娼として隠れてやういふことが行われておるといふ場合に、どうしてこの点の清掃作業をするかといふことが非常にむずかしい問題でございまして、この点は、厚生省でよくと研究いたしておるよう

でございませうが、厚生委員会でも問題になつてゐるようでございませう。非常に厚生大臣も心配をいたしております。

一応の考えを申し上げましたが、あるいはその点につきましては、厚生省の側から出席をいただきまして、そうして詳しく今日やっておること、また、将来考へておることの御説明をいたしたい方がよろしいかと考えております。

○宮城タマヨ君 性病の予防につきましては、今日厚生省の方からも御出席あるはずでございませうから、後ほどごまかい点について伺いたいと思ひます。ただ単純売春につきましては法務大臣の御意見が伺いたい。単純売春の取扱ひについて、そうしてこれはもうやむを得ないからこのままの様子が進む、あるいはこれはもつと研究して純潔という点について、もつと何かの方法を研究しなければならぬとお考へになつておりますか。あるいは今の法律通りに単純売春を野放しにしていらつしやうといふ御意見でございませうか。そこを伺わしていただきたい。

○國務大臣(唐澤俊樹君) この点は、売春防止法制定當時に非常な議論になつたところとございまして、結局において、現行法のような結論に落ち着いたわけとございませうけれども、よく考へてみますと、単純売春といふものが野放しになつておつて、そして果して真に売春防止の目的を達し得るかどうかといふことについては非常な疑問があると思ひますから、將來単純売春に対してどういふ法的措置をとるかといふことにつきましては十分研究しなければならぬと思ひますけれども、しかし、一つには、この売春防止といふより社会的の重大問題を、ただ法律で、こういふことをやれば処罰するぞといふことを書いただけでは、とうていこれはその目的を達しないと思ひます。そこで、私は現行法が一応正しいと考へております。何分にも長い間なれてきておりましたことを画期的にここで変革しようといふのでございませうからして、まず現行法程度で法律で処置をする、そ

が出てゐた。そして、その結果として、
 行政に當つておるものも予測しないといふやうな事態も起るかも知れません。ま
 た、熱心に御提唱になりました皆様方
 も予想されなかつたやうないろいろの
 現象が現われるかと思ひます。従いま
 して、われわれといひましては、こ

いまして、今、一人委員が欠員になっております。

○委員長(青山正一君)　そういふ際には今どなたがおやりになるのですか、最高裁。

○一松定吉君 例の補導院法の補導の方法等について少しかねえねし、それで、そうして政府の御答弁をお願いしたいので、私はこの前も申し上げましたように、こういうような犯罪によつて罰せられておとこの婦人を補導するということとは非常にけっこうであるが、問題は補導の仕方、すなわち、

せしめる。おそらくその謹慎室に入
て謹慎せしむるというのは、一室に入
れていわゆる自由を拘束して、そうし
て正座でもさせて、そうしてその人の
謹慎ということでは反省を求めるとい
うことになるのですが、これは全く未
拘留の拘置所に入れてやっておると
いうのと同じようなやり方ではないか、

判の陪考慮せられまして、本人の更生の望みが確然と認められる、再びかような間違ひはしでかさないということを保証せられました場合に、この刑を執行するまでもないというところから、この刑の執行が猶予せられることに相なるわけでございます。今度のこの五条違反の対象者につきましても、か

を得ないと私は考えるのでございませう。しかしながら、今度のこの補導処分が行われることによりまして、従来ならば刑務所に行かなければならなかつた人たちに對しまして、今度はさうしてそれを矯正教育を施すことによりまして、本人の將來に對する

だ、ただいま申しますように、本人をわづめられると妬するわけでございます。たゞそのままにいたしましては更生を期し得られない、また、もとの売春行為に陥るおそれのある人たちがここに入れられるわけでございます。従いましめて、そのままに本人の自由な状態に置きましては、その目的が達せられない

い。従いまして、その人々をこの補導院に一応とめまして、そうしてこれに矯正教育を施していかなければならぬわけでございます。従いまして、その本人たちを矯正教育の線に乗せていくために、やむを得ず本人の自由を拘束せざるを得ないのでございまして、その矯正教育を施すに必要な処分として、この自由の拘束ということが行われるわけでございます。しかしながら、この補導処分はただいま申しますごとく、本人の更生を期するため矯正教育を目的としたものでございまして、決して本人をどこまでも社会から隔離するというのが目的ではないわけでございます。矯正教育効果をあげるために、やむを得ず行方わけでございますので、本人がその気持が落ちつきまして、矯正教育の線に乗っていく段階になりましたならば、この身柄を拘束する——自由を拘束する必要はなくなるわけ、従いまして、さういふ段階になりましたら、なるべく本人たちを自由な立場に置きまして、そうして、より一そこの教育効果をあげていくというこのねらいを持っておるわけでございます。従いまして、この収容の六カ月の期間が進むに従いまして、本人の拘束の程度はだんだん緩和せられまして、場合によりましては、十四条にも規定がございするが、外部への職業補導のために運動を許すというふうなことも取り入れまして、できるだけ期間の進むに従いまして開放的な処遇をして、教育効果をあげていくというのが本処分のねらいに相なっておりますわけでございます。従いまして、刑の執行猶予の本旨というものは決して背馳するものでは

なく、また、本人の補導処分の進むに従いまして、拘留所とは異なりまして、自由な処遇を大いに取り入れていくというのがこの法案の骨子でございます。

○松定吉君 大体よくわかりました。ね。そうすると、あなたの今の御説明によると、売淫行為をして罪に問われた第五条の違反者は、あまり実刑を課さなくても、将来改悛の情が顯著に認められるような者は、執行猶予を言い渡して、補導処分をしない。どうもこれは少しく監視しなければ改悛の情が認められないで、また、再び罪を犯すようなおそれのあるという者に対しては、実刑を課しては気の毒だから、執行猶予を言い渡して、そうして補導院に入れて補導して、改過遷善の実をあげたいと、こういう趣旨で申されたのであります。それならば、そういう点が、この売淫法の第十七条に明らかで、これが認められているといふのだけれども、第十七条の規定は、「第五条の罪を犯した満二十才以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪に係る懲役又は禁錮につきその執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができる」とあつて、改過遷善の実のあるような者でも、すぐに補導処分に付することができようという概括的な規定に十七条はなつてゐるのだね、これは。今あなたのお説のように、どうも、煮ても焼いても食えないような者は実刑を課してもいいけれども、実刑を課してもつまらないから、執行猶予を言い渡して補導処分をするというところはよくわかります。それが十七条の規定に見えないから、もしそういう御趣旨であるならば、そういう趣旨

のことを、運用に当る人に十分頭の中に打ち込んでいただくような、何か規則とか何とかというものをこしらえて、もしくは裁判官の参考になるような方法でも作つて、ごく軽いような者であれば、これは執行猶予を言い渡しをして、そうして監視の規定も援用しない。そうでない者は、昔の監視の規定のようなことをして行動を監視して、そうでない者は補導処分をする。補導処分にするのは、どうしても煮ても焼いても食えないような者で、どうしても煮ても焼いても食えないような者で、補導処分にしてもだめだという者に対しては、やむを得ず実刑を課するというような三段階か、四段階かに分けて運用のできるような方法を一つ考えてもらいたい。そういうようにしないと、あなたの御説明だけでは、裁判官が必ずしもその通りするかどうかはわからぬので、その点を一つ明らかにして、この運用の誤まりなからしめるようにしていただくたいといふことを私は御注意申し上げておきます。

その次に、謹慎室に入れて反省させるというところは、こういうことは具体的にどういふような方法をするのだ、一室に監禁して正座せしめて、そうして全く自由を拘束してしまふというよりなことでなくて、改過遷善の実をあげるように、どうする、こうするといふように、具体的にやはりきめていただくいて、謹慎室に入れて処置する具体的な方法を一つ明らかにしておいていただくたいといふことを希望しておきます。

○松定吉君 大体よくわかりました。ね。そうすると、あなたの今の御説明によると、売淫行為をして罪に問われた第五条の違反者は、あまり実刑を課さなくても、将来改悛の情が顯著に認められるような者は、執行猶予を言い渡して、補導処分をしない。どうもこれは少しく監視しなければ改悛の情が認められないで、また、再び罪を犯すようなおそれのあるという者に対しては、実刑を課しては気の毒だから、執行猶予を言い渡して、そうして補導院に入れて補導して、改過遷善の実をあげたいと、こういう趣旨で申されたのであります。それならば、そういう点が、この売淫法の第十七条に明らかで、これが認められているといふのだけれども、第十七条の規定は、「第五条の罪を犯した満二十才以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪に係る懲役又は禁錮につきその執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができる」とあつて、改過遷善の実のあるような者でも、すぐに補導処分に付することができようという概括的な規定に十七条はなつてゐるのだね、これは。今あなたのお説のように、どうも、煮ても焼いても食えないような者は実刑を課してもいいけれども、実刑を課してもつまらないから、執行猶予を言い渡して補導処分をするというところはよくわかります。それが十七条の規定に見えないから、もしそういう御趣旨であるならば、そういう趣旨

のことは、運用に当る人に十分頭の中に打ち込んでいただくような、何か規則とか何とかというものをこしらえて、もしくは裁判官の参考になるような方法でも作つて、ごく軽いような者であれば、これは執行猶予を言い渡しをして、そうして監視の規定も援用しない。そうでない者は、昔の監視の規定のようなことをして行動を監視して、そうでない者は補導処分をする。補導処分にするのは、どうしても煮ても焼いても食えないような者で、どうしても煮ても焼いても食えないような者で、補導処分にしてもだめだという者に対しては、やむを得ず実刑を課するというような三段階か、四段階かに分けて運用のできるような方法を一つ考えてもらいたい。そういうようにしないと、あなたの御説明だけでは、裁判官が必ずしもその通りするかどうかはわからぬので、その点を一つ明らかにして、この運用の誤まりなからしめるようにしていただくたいといふことを私は御注意申し上げておきます。

最後に、ただ一つ第七条のいわゆる身体検査ですね。これは過般申し上げたような方法に一つ考えてやつていただきたい。これには血液検査と尿の検査だけでは目的を達せぬというふうな学説も近ごろあることを聞きました。が、もうこれは、やはり血液と尿の検査をやらなければいけない場合もありましようが、できるならそういうような方法で、一つ局部の検査なんかやめてもらふようにして下さい。この点について一つ御考慮を願いたい。

最後に、死亡者の遺留金品を、遺族の請求があれば交付するところがあるが、請求がなければ見えないが、請求があつてもなくても、死亡者があつて、その死亡者の遺留金品があつたならば、その遺族を探して遺品を還付できるような方法をとるのがよからうと思ひますが、その点も一つ御考慮を願ひたいと思ひます。

私はこれだけのことを希望を付して申し上げておきますが、何かこれに対して御意見があれば承りたい。

○説明員(横井大三君) ただいまの、最初に仰せられました執行猶予だけで足りる者、あるいはどうしても実行刑にいかなくてはならない者、あるいは

は補導処分が適当と思われる者というふうなものの区別につきましては、ただいまお話しした通り、われわれとしても、検察側におきまして十分留意いたしまして、全国の検察庁がたまたまの御趣旨に沿うような運用をいたしますように、全国に趣旨が徹底するように計らいたいと存じております。

○政府委員(渡部信君) ただいま一松委員の御指摘の点につきましては、われわれもいたしまして、運用上十分注意してやらなければならぬこととございまして、実はまだこれには細目、処遇の規則を定めるのでございす。その処遇規則を定める際に、ただいま仰せの御趣旨を十二分に取り入れまして、間違ひのない運営をいたすようにいたしたいと思つております。

なお、この謹慎室の点でございますが、われわれもこの点非常に、一番大事なことは時期だと思つております。間違ひをしでかしまして、そうして本人に反省を促す際、これが私はこの矯正教育の一番重要な時期だと思つております。この時期にはほんとうに親身に、いろいろとその事情を聞き、そうして本人の反省を促すことが、これは矯正を促すための一番大切な時期であり、これを見のがしてはとてい更生というものを期し得られないと思つております。この点は十二分に御趣旨を体しまして、この謹慎、懲罰の実施ということについてはやりたいと存じております。

○宮城タマヨ君 矯正局長にお伺い申し上げます。今日、私は局長に対していたしたい質問はたくさんございすけれども、その前に、先ほどから一松委員の問答の際に、補導院に悪質な者を入

いてはわれわれはよほど心配をしておるのですからして、こういうことを一つ緩和して、刑務所や拘留所に留置しておるといふのじやなくて、ほんとうにこれは教育のためにやむを得ずしておるのだというふうな運用のできるような、緩和するような解釈が何かを一つ出して誤まりなからしめるようにしていただくたいといふことを特につけ加えておきます。

最後に、ただ一つ第七条のいわゆる身体検査ですね。これは過般申し上げたような方法に一つ考えてやつていただきたい。これには血液検査と尿の検査だけでは目的を達せぬというふうな学説も近ごろあることを聞きました。が、もうこれは、やはり血液と尿の検査をやらなければいけない場合もありましようが、できるならそういうような方法で、一つ局部の検査なんかやめてもらふようにして下さい。この点について一つ御考慮を願いたい。

最後に、死亡者の遺留金品を、遺族の請求があれば交付するところがあるが、請求がなければ見えないが、請求があつてもなくても、死亡者があつて、その死亡者の遺留金品があつたならば、その遺族を探して遺品を還付できるような方法をとるのがよからうと思ひますが、その点も一つ御考慮を願ひたいと思ひます。

私はこれだけのことを希望を付して申し上げておきますが、何かこれに対して御意見があれば承りたい。

○説明員(横井大三君) ただいまの、最初に仰せられました執行猶予だけで足りる者、あるいはどうしても実行刑にいかなくてはならない者、あるいは

は補導処分が適当と思われる者というふうなものの区別につきましては、ただいまお話しした通り、われわれとしても、検察側におきまして十分留意いたしまして、全国の検察庁がたまたまの御趣旨に沿うような運用をいたしますように、全国に趣旨が徹底するように計らいたいと存じております。

○政府委員(渡部信君) ただいま一松委員の御指摘の点につきましては、われわれもいたしまして、運用上十分注意してやらなければならぬこととございまして、実はまだこれには細目、処遇の規則を定めるのでございす。その処遇規則を定める際に、ただいま仰せの御趣旨を十二分に取り入れまして、間違ひのない運営をいたすようにいたしたいと思つております。

なお、この謹慎室の点でございますが、われわれもこの点非常に、一番大事なことは時期だと思つております。間違ひをしでかしまして、そうして本人に反省を促す際、これが私はこの矯正教育の一番重要な時期だと思つております。この時期にはほんとうに親身に、いろいろとその事情を聞き、そうして本人の反省を促すことが、これは矯正を促すための一番大切な時期であり、これを見のがしてはとてい更生というものを期し得られないと思つております。この点は十二分に御趣旨を体しまして、この謹慎、懲罰の実施ということについてはやりたいと存じております。

○宮城タマヨ君 矯正局長にお伺い申し上げます。今日、私は局長に対していたしたい質問はたくさんございすけれども、その前に、先ほどから一松委員の問答の際に、補導院に悪質な者を入

いてはわれわれはよほど心配をしておるのですからして、こういうことを一つ緩和して、刑務所や拘留所に留置しておるといふのじやなくて、ほんとうにこれは教育のためにやむを得ずしておるのだというふうな運用のできるような、緩和するような解釈が何かを一つ出して誤まりなからしめるようにしていただくたいといふことを特につけ加えておきます。

れるということがございましたが、一
体悪質な者というのとは何でござい
ましょうか、それを伺いたい。

○政府委員(渡部善信君) これは結局
売春の常習性の高度な者というこ
にならざるを得ないと存するわけでござ
います。それも何べんも、いろいろと
今まで許されまして人が出ておりま
す。それにあらゆる手段を講じ、まあ
一番最初はこの厚生省の更生保護の線
にのって本人の更生を促すことになる
と私は思います。それでもその目的を
達せられない、さらに保護監視の手段
を講じ、本人の更生を促す、それでも
まだ本人の売春の常習性をぬぐい去る
ことができない、こういうふうな人た
ちが結局この線に上ってくる人た
ちはなからうか、かように考えておりま
す。

○宮城タマヨ君 そういたしますと、
悪質という者は売春の常習者であつ
て、手をかえ、品をかえやつて見て
も、また行方という者をもつて悪質と
いうようにおっしゃるのでございま
すね。ところが、私が過去十年間、売
婦と取組みまして、いろいろ全国的
に調査しましたことから申しますとい
うと、ほんとに、昔から吉原へ出る
女は少し、まあ昔の言葉なら、ばか
だ、つまり知能指数が低いと申しま
しょうか、そういう者であると言われ
ておりますが、もちろん私はそういう
者がいると思っております。それ以外
に仕事もないし、興味もないし、楽し
みもないといったような女は残念な
が私は確かにあると思っております。
けれども、今日もう手をかえ品をかえ
やつてみても、出ていくという中に
は、私は大部分と言いたい、もうた

さん子供を連れ、親を連れ、ことに戦
争で傷ついたような家庭はもう何をし
ても生活ができないといったような、
いわゆるあの手この手で救いの手を伸
べましても届かないといったような者
が、残念ながら一たんこの売春業に
入ってしまふという、これ以上いい
収入はない。ここにいくよりほかにな
いという実情にやむを得ず初めはやつた
ところの女性が私はたくさんあると
思っております。そうしてその中には
子供を連れておきますお母さん方がた
くさんおられます。お母さん方とい
う、私はこの売春の悪質の者を、つま
り先ほどから御説明なさるような者
を補導院に入れるといつたら一体その家
族はどうすればいいのであらう、私は
この点は幾ら言っても出てくる、仕事
はする、かせぐといったようなもの
の、もしも私の言葉が過言かもしれま
せんけれどもお許しをいただければな
ら、それは気の毒なお母さん方が多
い。そのときにあなた方はそういう者
を、たびたび町に出てくる、たびた
びかせぐからこれは悪質と思つて補導
院に入れようとなさるのですか、伺いま
す。

○政府委員(渡部善信君) これは具体
的な事案につきましましては、あらゆる角
度から検討せられましてその判断が行
われなければならないと思つておりま
す。で、あるいはただいま仰せのよう
な場合、どうしても補導院に入れない
ればならぬような事案もあるいは出
てくるのではなからうかと思われま
す。これはただいま仰せのごとく、さ
ような人たちに對しまして尽すべき手
段はいろいろあると思ひます。あると
思ひますが、その手段によりまして目

的を達せられることならば、私はそれ
で目的を達するように指導していくべ
きだと思つてございしますが、ただい
ま申し上げるうちに、さようなほか
の手段ではどうしても目的を達し得ら
ない場合が起つてきました場合に
は、補導院処分もまたやむを得ないので
はなからうかというふうな考へるので
ございしますが、しかしながら、その場
合にいかんか、それならば子
供たちの処遇をどうしていくかとい
う大きな問題にぶつかるとございま
すが、これはこの際におきましては、
ほんとにあらゆる角度からの施策の
手を伸ばしていかなければならないの
ではないかと思ひます。あるいはさよ
うな人たちは私も宮城委員のお氣持と
同様に入れたくはありません。入れた
くはございせんが、どうしても入れ
なければならぬような場合がもしも
起つて参りました場合には、さような
子供たちの処置につきましましては十分
生省で、あるいは託児、児童の収容所
とか、まあ設備も充実に参つており
ますので、あらゆる角度からさような
数いの手は差し伸べられて、そして本
人の更生をあらゆる角度から確実にし
ていくように施策が講ぜられなければ
ならないものだと考へておるのでござ
います。

○宮城タマヨ君 この点につきま
して、悪質という言葉をお使いになり
ましたが、これをもう少し私は研究して
いただきたいと思つております。
それから今の問題と引き続きまし
て、この十七条にもございしますけれ
ども、「在院者の子で一才に満たないもの
について、やむを得ない理由があると
きは、これを適当な保護者又は児童福

祉施設に引き渡すまでの間、婦人補導
院内で保育させることができる。」私は
よく申しますけれども、一生のうちで、
一番感受性の強いのは一才半前後だ
と、これは外国の學者が言つていま
す。日本で言われてゐることじゃご
ざいせんけれども、とにかく感受性
の強いという一才前後のものを母親が
やむにやまれない生活苦のために、つ
まり子供を連れてもうともに親子心中
するよりはかな、それよりも売春と
いう道があるではないかと教えられる
売春窟に行つたというふうな母親も実
際あるのです。そういうものに対し
て、一才前後の一番大事な時期に、そ
れでも補導院に連れていかなければな
らないか、この点に何かお考えはない
でしょうか。私どもの審議会でも幾分
問題になりましたけれども、法務省は
この法案を作るについて何か一議論
がありましてどうしようか、伺いま
す。

○政府委員(渡部善信君) 第十七条の
保育の規定でございしますが、御設例の
ような場合には、なるべくかような対
象者に対しまして、この補導院へ送る
というふうなことはやるべきものでは
なからうかと思ひます。思ひますが、
しかし、ただいま申し上げますよう
に、ほかの処置であるところとしてもそ
の目的を達することができない。何べ
んも何んべんもどうしてもやつて来
る。そうしてそれはほかの手段ではど
うしても更生が期し得られないという
場合には、さような婦人を補導院の対
象としてやむを得ずこれは送るような
場合もあり得るのではなからうか。そ
の場合に、それでは子供の処置をどう
するかという場合に、これもお説のご
とくに、さような収容施設で子供を養

うということが望ましいことではござ
いせん。望ましいことではございま
せんが、ほかに手段がありません場合
には、やはりこの子供を養育させるを
得ないわけでございます。さようなや
むを得ない措置の、どうにもこうにも
手段のほかに考えられないときが起
得ることを予測いたしまして、この規
定を置いたわけでございします。その点
御了承のほどをお願いいたします。

○宮城タマヨ君 くだいようござ
います。私は今度のこの法律が実施さ
れまして、実際にどうしようとして、し
かもそれはつかまつるというふうなの
は、悪い言葉だけれども、ほかのよう
な女であらう。そうでなかつたら、い
なからひよつと出てきて法律も何も
知らない、手当されておることも知ら
ない人たちがうろつてつかまつるの
だと私は思ふ。この子供を連れまし
たお母さんというふうな、しかも一才
前後の子供を連れたいというふうなお母
さんが出るというのは、ほんとに生活
苦のために私はもうやむにやまれない
で出て行くものだと思つております。そ
ういふものを補導院に入れる、子供も補
導院に入れて、そのために実に子供の
一生を棒に振るようなことはこの際
許されないと私は思ひます。どう
ぞもう少し、売春婦の実態をあなた方
の方で研究していただきたい。生活で
きれば、こんな子供を置いてお母さん
が町に働きに出るといふようなことは
絶対にないと思ひます。しかし、背に
腹がかえられない場合は仕方がない。
私どもはその手を打たなければなら
ません。それは私は補導院に入れるこ
とではないと思ひます。その点は何かご
ざいしますか。

○説明員(横井大三君) いかなる場合に補導院へ入れるかという御質問がございまして、悪質という言葉を矯正局長がお使いになりました。悪質という言葉は、はなはだ考え方にございましていろいろにとれる言葉でございまして、あるいはこの場合に適當な言葉でなかったかと存じますが、要するに、売春の原因というものは非常に複雑でございまして、今宮城先生のおっしゃいましたような、もうほかの生活手段がなくなつてやむを得ず生活のために売春をする、街頭に出るといふ者が数多くあると、しかもそれらの者が子供をかかえ、あるいは病気の主人をかかえておる、親をかかえておるといふ者が非常に多いといふこともわれわれ存じております。従いまして、もし單純に、單純といつては語弊がございしますが、生活苦のための売春、何らか生活上の援助を与えれば売春行為に當る心配がない、こういうものにつかましては、われわれはかりにこれらの人が捜査線上に浮び上りまして、検察庁に参りまして、できるだけ刑事手続による措置でなく、検察官の手におきまして起訴猶予にいたしまして、そして厚生省なりその他の援助の手にまかせたいといふのがわれわれの希望でございまして、ただいま仰せられましたような、ぎりぎりの線の者につきましては、多分全国の検察庁におきまして、あえて起訴して補導処分を求めるといふ方法をとらずに、経済的な援助の手によって救ふと、こういう方向に参ることと信じております。ただ、万が一そういう者が出ました場合のことを考えられます、この補導院法には、こういう異例の規定が置いてあると思ひ

のでございしますが、われわれの望みといたしましては、こういう規定の働かないことを念願しておる次第でございします。

○委員長(青山正一君) 安田社会局長は、予算委員会からも出席要求がありまして、三時二十分までにこれは退出しなければならぬので、安田社会局長に対する質疑は一つ先にお願ひいたしたいと思ひます。

○宮城タマヨ君 それでは矯正局長への質問はあとにいたしまして、安田局長にちよつとお願いいたします。先ほど法務大臣にちよつと質問いたしましたのでございしますが、單純売春が許されたといふような、これはまあ長い間ずっとたもんだやつてとうとうこういうことになつたのでございすけれども、それについて、私はまあ就職口がなくなるといふことは、實際世界的に見ても必要なことでやむを得ない、そこで單純売春が盛んに起つてくる、そうすると一番問題になることは、私は性病の広がつてくるということだろつと思つております。それについて、ことしの厚生省の予算もはなはだ貧弱なことではございまして、まあその予算内ではいろいろやつていただきたといふ注文をつけることも心苦しいのでございすけれども、一体性病予防、非常に私はこれは家庭に入つたら大へんだと思ひし、また、家庭に入る事が多いと思ひ、それでそういう点について、一体厚生省はどつていう手当をしよう、と、三十三年度の御計画にございすでしょうか。

すると、大体明年度は六千万円ばかりの予算を組んでおるわけではございす。三十三年度におきましては、宮城先生御承知のように、転廃業いたしました者を、やめる直前に検診をいたしまして、そして全部、もし性病を持っておりましたならば、それを無料でなおすという処置をとつておるわけではございす。そうすることによりまして、その売春婦が社会に歸りまして、そういった病気をまき散らすといふことを防ぎたいといふ趣旨でございす。愛知県等を例にとりますといふと、約二千二百五十名ばかりの売春婦につき検査をして、大体一八名が病氣を持っております、そのうち一四名が梅毒で、四名が淋病であるといふような数字が出ております。なお、梅毒につきましては、晩期の梅毒につきましては、その後引き続いて治療を加えておられます者が七十名ばかりあるといふ数字を承知いたしております。これがとりあへずの対策でございす。

それから明年度に入りましては、一般的な性病対策をやる以外に方法はないうわけではございすので、できるだけ健康診断につきまして、これを励行するようにするといふこと、それから医師の屈出、それから接触者調査——コソタクト・トレーシング、これをやつていく、あとは思想の普及徹底といふことでございす。いずれにいたしましても非常にむずかしいことではございす。今後のやはり性病対策は治療といふことを中心にしていかなければならぬ。それにはできるだけ——ほんたうでございす、外国のように、ただでどんどん見てやるというところが必要でございすけれども、金の出せ

る者は出しても、出せない者に対しては少い費用で診療するといふような仕組みを考えております。

○委員長(青山正一君) 皆さんに申し上げたいと思ひますが、警察庁の中川刑事部長もこちらにお見えになつておりますが、三時半までに退出しなければならぬといふことです。御二人に対する御質問は、一つ三時半までに終了するようにお願いいたします。

○宮城タマヨ君 私が聞きましたところによりますと、無料検診は二月一ぱいでもう打ち切りになつておるといふようなことでございしましたが、その点いかがでございすでしょうか。まだ引き続いて最後までやつて下さるのでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(安田巖君) これはやめる前に、ちよつとよいときによらないと、あまり早くやましてまた商売をされるのに、検査をしてなおしてもしよつとありますから、そういう時期が非常にむずかしいわけではございまして、きょうも実は東京のことにつきまして新聞に出ておりましたけれども、時期を逸したために一部の者は検査を受けないで廃業したのではないかと、いふことが出ておりますが、そういうしくじりもあるようではございすから、なおそういう今度の売春婦の転廃業につきましては、まだ予算はあると思ひますので、そういうことを保健所、相談所に言つて出ますならば、まだなお余地はあると思ひつております。

○宮城タマヨ君 いかにも私は御質問申し上げたかと思ひますが、別に外国のまねをした方がいいとは思つておりませんが、外国のドラッグ・ストアに行けば、みんな無料といふのはありませんけれども、ちよつとあつたように、名前を聞くでもなく、検押し葉摘り聞かれなくても、しかもできる人は別として、できない人は無料で取り扱つてやるというようなこと、これは当分仕方がございせんから、厚生省も親心を出して一つおやり下さるようなことをお考え願ひたい、この前も私は申し上げたのでございすが、そういう点について、何かその後研究なさつておりましたでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(安田巖君) これは結局予算の問題でございすし、それからもう一つは、國費の負担率の問題になるわけではございす。一応こつちの予算はすべて地方が計上いたしまして、それに対して國が補助をするといふような格好になつておるわけではございす。先ほどの無料検診の補助は國が八割補助いたしまして、そして二割を府県が負担するといふことでございすので、こつちのほうは割に負担しやすいわけではございまして、そういう形にいたしまして、できるだけ無料といふところが持つていきたいのでございす。いろいろな事情でまだそこに至つておりません。また歸りまして、関係の方へよく先生の御趣旨を伝えておくようにいたします。

○宮城タマヨ君 私といたしましては、先ほどからたびたび申し上げますように、今度は家庭に性病が入ると思つております。このことはもう大へん心配なことなでございす。といふて、男子の方を侮辱するやうな言ひ方になるといけません、なかなかこれは單純売春が許されております以上は、こ

分警察から周知徹底し、指導していただけるようにしていただきたい。これ
がどうも私二、三参りましたところで
は、まだ不十分のように思うのでござ
います。そういうことがどういうふう
にはかられておるのでございませう
か。

○政府委員（中川蘇治君） 元春防止法
というのはまことに大きな重要な法律
なものですから、役所の側におきまし

でも、關係の役所が協力していろいろなことをやろうじやないか、こういうふうに相なつておるわけでございます。建前といたしましては、第一線では、取締りの關係の方は警察、そして保護の關係は厚生省の出先機關、啓蒙宣伝というのは主として労働省の出先機關、こういうふうに一つ手分けをいたしまして、こういう大きな法律を普及して参りたい、こういう趣旨に相なつてゐるわけでございます。そこで、こういう趣旨でございますから、それよりまくやるために、都道府県に売春

防止対策本部というものを設けまして、これは知事さんのところにそういう機関がございまして、そこで周知徹底のためにいろいろなことをやっているわけであります。それに警察も協力しておりまして、実はお話の点も聞きまして調べてみましたところ、その山形県におきましても、山形県知事のもとに売春対策本部がございまして、そこで講習計画を持っておって、そこに警察も参画してやっているのでございます。お尋ねのような事件は確かに

あつたようでございます。たまたまそのときは、ああいう警察でございますから人数も小さいものですから、ちようどほかに事件がありまして、忙しいか

ら出られなかった、そういうことを申しまして、売春防止本部の講習計画があつて、それに警察官も参画するから、できればそこに出てもらいたいという旨を主催者の方に話したような形でございませう。私も大体そういうふうに分けてやつておりました、警察も協力したいと思つておりました、知事さんのところの機関を中心にして普及していきなさい、こう思つておりました。

○赤松常子君 ただいま売春対策推進本部の講習をおつしやつていただきまして、大へんこれが熱心におやりになつていられるところもございませう。それも一、二よく存じておりますが、また現に行つて見ますと、まだ半身不随でほんとうにやつていらつしやらないところも二、三あるのございませう。これは厚生省に本部があるやうでございませうけれども、このことも私も少し注意を喚起したいと思つておりました。直接取締りということがすぐに出てくるわけなんです、ですから、これを実施いたしますと、ですからやはり環境衛生法の問題も大事でございませうけれども、これを取り締まるというところがすぐに起きてくる關係上、やはり警察がこの問題に対してはほとんど犯罪の起さないように、これを踏みはずす人のないようという意味で、一応責任をもつてやつていただくのも大事ではないか、こう思つておりました。

○政府委員(中川重治君) いろいろ警察ももちろん協力した方がいゝと思つておられますが、一応いろいろ大きな仕事でございませうから、みんな警察がやつておるとどこかに手ばかりがございませうので、啓蒙宣伝というやうな点では、労働省の婦人少年局で大へん熱心に行つていただいております。地方におきましては出先機関、そういうものを綜合いたしまして、国の機関も含めましてそういう機構がございませうので、そういう機構の活用を期待いたしまして、警察でもできるだけ協力したいと思つておりました。

○赤松常子君 どうぞこれはほんとうによくいように私にも念願しているわけでございますから、たまたまそういう事例があるものでありますから、ちよつとそういう注意を申し上げたわけでございます。

○政府委員(中川重治君) いろいろ警察ももちろん協力した方がいゝと思つておられますが、一応いろいろ大きな仕事でございませうから、みんな警察がやつておるとどこかに手ばかりがございませうので、啓蒙宣伝というやうな点では、労働省の婦人少年局で大へん熱心に行つていただいております。地方におきましては出先機関、そういうものを綜合いたしまして、国の機関も含めましてそういう機構がございませうので、そういう機構の活用を期待いたしまして、警察でもできるだけ協力したいと思つておりました。

○委員(青山正一君) 刑事部長に御調査をお願いします。

○政府委員(中川重治君) 取締りに当る警察官に、そういうことがあつてはいかぬことはもちろんでございますが、そういう疑いを受けることのないやうに、周知徹底をはかつて参りたいと思つておりました。

○委員(青山正一君) 刑事部長に御調査をお願いします。

○政府委員(中川重治君) 私どもこの専任職員の選定に当りましては、売春防止法の趣旨を理解し、さらに適当な人ということになるのでございませう。たとえは年令の点もあまりに若いのはどうかと思つておりました。婦人警察官といふのは全国でごく少数しかないのでございませうけれども、三百七十二人しかいないのでございませうけれども、婦人警察官といふ方々の活用も考えたい。それから男子が相当多いのですけれども、男子の職員につきましても年令の点、それから経験の点、ことに売春防止法が、この一部改正法案でも出ておられますように、保護、輔導という精神で貫かれますので、ことに売春防止法の關係につきましても、そういう点も考えますように、宮城先生のよくおつしやいますように、母親の気持で対するのに向くやうな人を選んで、そうしてその精神をよく教養して徹底して参りたい、こう思つておりました。

○棚橋小虎君 法務省の方にお伺いたしませんが、この輔導処分が保安処分の一環であるといふことは承知しております。また、少年法によりまして、家庭裁判所が犯罪を犯した少年に言い渡す保護観察の制度、あるいは教護院または教護施設に送致する、少年院に送致する、こういうことも一つの保安処分であると思つておりましたが、しかし、売春婦に対する輔導処分といふものと、こういう少年犯罪者に対する保安処分、これは同じく名前はいずれも保安処分でありませうけれども、その本質が違つておると思つておりました。この間に差異があると思つておりました。少年犯に対する保安処分といふのは、結局少年であるけれども犯罪者である。少年犯罪者である。少くとも犯罪者の卵である。それに対する保安処分といふのは、そのまゝ犯罪者を矯正しようとして社会生活に適合するようにをいつておる。こゝろを目的としておる。この少年犯に対する保安処分だと思つておりました。ところが、売春婦に対する輔導処分といふものは、保安処分の一環ではあるけれども、その目的は結局売春の誘惑を再びしないやうに、そういうことを再びさせないやうにするというのが目的でありまして、そのためにはその売春婦の性格とか、あるいは肉体的な条件、あるいは社会的な条件を整えてやらなくちゃいけないから、そのために輔導処分を付してその性格を改造させる、こういうのが目的であると思つておりました。なるほど売春防止法といふ法律ができればこの売春の誘惑をするといふことも一つの犯罪行為の行爲には違ひありません。ありませうけれども、一般の少年犯に対するのと、それからこの売春婦に対するのとは、同じ保安処分であるけれども、性質が違つておると思つておりました。そこが、それを一緒くたにして、

少年犯罪者に対する保安処分もそれから売春婦に対する補導処分も同じように扱おうとするところに、先ほどから一松委員から、あるいは宮城委員なりが心配しておられる点がある。売春婦に対する補導処分は苛酷でないか、やり方を変えなくちゃいけないのじゃないかといつて心配しておられるところ、私はそこにあると思う。この点について、法務省のお考えはこの二つの保安処分というものを全く同一に取り扱おうとしておられるのではないか、そこに誤まりと申してはどうか知りませんが、われわれもよく受け入れたいところがあるだろうと思ふのであります。この点はどうかお考えになりますか、お尋ねしたいと思ひます。

○説明員(横井大三君) われわれが今まで補導処分は保安処分である、こう申しておりました。保安処分であるという点では、少年法の保護処分と同じである、こういうふうに申し上げて参りましたが、これは刑と区別する意味で申し上げたのでございまして、同じ保安処分の中におきましてもいろいろな種類があるという御意見は全くその通りでございまして。現に、刑法修正案におきまして、保安処分という一つの処分の中に四つの処分を認めておりまして、それぞれ要件を異にし、それぞれ処遇を異にする、こういう形になっております。元来保安処分というのは、その人々に応ずる処遇をする、そうしてその犯罪原因を除去して社会復帰を早くならしめる、こういうことがねらいでございまして、犯罪原因は各種各様でございまして、それが性格的なものであることもございまして、社会的な原因であることもございまして、

それらに応じて処遇を変えていく、つまり教育するということ、教育刑ということ、これが保安処分のねらいでございまして。刑法の刑が比較的一般の性質を持ちまして、ある行為があればすべての人に一応その道義的非難をするというのとは違ひまして、個々の人々に対しての保護処分とそれから売春婦に対する補導処分とそれから保安処分、これはおのずからこの対象が違いますものだから、その処遇も違ひてくる、内容も違ひてくる、こういうことに相なりかと思ひます。ただ、刑とは、保安処分であるという意味で一線を画しておる、こういうことで、実は今まで補導処分は保安処分であつて、その意味では少年の保護処分と同じである、こういうふうに申し上げたのでござい

○榎橋小虎君 そういふふうにお考えになつて、はつきりしておるといたしますれば、この補導院に収容されておるところの婦人に対する取扱ひ、その処遇の方法を補導院法に規定されておるうちに、ずいぶんいろいろお考えからすれば行き過ぎではないか、こう思われるところがあるわけなんです。たとえば、時によつてはその婦人に対して保護員といふものがある、そういうものを身につけて身体を拘束する、そういうことは、結局私は、根本において少年犯罪者等に対する保安処分といふものと、この売春婦に対する保安処分といふものと一緒くたにしておるから、そういうことが起つてくるのではないか。もしただいまおっしゃつたように根本においてそういう区別をはつき

りしておいになるとすれば、こういう処遇の方法などは不適当であらう、こういうふうにお思ひのあります、いかがでありますか。

○政府委員(渡部善信君) この保護員の規定でございまして、これはわれわれといたしましてはかような保護員は使いたくないのでございまして、なるべくかようなものを使わずしてその目的を達したいといふことを念願いたすのでございまして。しかしながら、この補導処分を受けます対象者の中には、先刻来いろいろお話しがありましたごとく、精神薄弱者等の割合の占める率が多過ぎるのでございまして。さういふ精神薄弱者あるいは精神病質者といふふりな、相当精神面にございまして支障のある人が相当数に上るようになつておるのでございまして。これは今まで売春の経験を持った者とか、いろいろわれわれの線上に上つてきております者に對します統計の結果がさうに現れておるのでございまして、かような人たちが補導処分を受けることになるのではなからうかといふことの公算が非常に大きいのでございまして。で、かような人たちが、順調に参りますと、さういふこともないのでございましてけれども、何らかの周期的なあるいは生理的な原因から起り得るところでございまして、非常に心算が高進して手のつけられないやうな状態に陥る場合があるのでございまして、さういふ場合、自傷行為をする者もありまして、また、他人に對しまして暴行傷害にまで及ぶやうな事案もこれまでおわれわれとしては経験いたしておるところでございまして。しかし、さういふ場合に、一体これをどういふふうにして

防止していくかということが大きな問題でございまして、先だつても実は売春対策審議会で、厚生省関係の施設を經營なすつていらつしやる方の御発言だったのでございまして、厚生省の、任意に申し出てきたかような売春の経験を持った女の人も、自分でその更生の意欲を持つてその施設に行つておられる、さういふときにあはれる者があつて、警察に申し出てそれをして繩でぐるぐる巻きにされて連れて行つたといふやうな事案があるのだ、こ

○榎橋小虎君 ただいまおっしゃつたやうな場合があることも私も想像ができません。これはないのでござい

○赤松常子君 私、渡部局長にちよつとお伺ひしたいのであります。いろいろ逐条的にまた時間をかけてお伺ひしたいと思つておりますが、私ます、根本的にこの六月月という期間は、非常にいろいろ考えましても疑問があるわけではございません。で、こまかいところは抜きにいたしますが、どういふところからこの六月月という線が出たのでござい

出たのでしょいか、あるいはいはいわゆる六カ月ぐらいあれば心身ともに健全になるという線がどういふふうに科学的に考慮されて出たのでございませうか、矯正局長にお伺いしたいと思います。

○説明員（横井大三君） この六カ月が

究して参りたいというところから、いろいろな考えを総合した結果、最終的にこの六カ月という線に落ちついたのをございまして、見方によりましてはまことに短かい期間でございます。それは今後の研究によりましてなお検討計して参りたいと、こう考えております。

○赤松常子君　今のお言葉で、実績を見ていつて、そうしてまたこの期間は改正の余地を残していらっしゃるお考えなんですね、わかります。引き続きで、私、実は三十二条でございますけれども、実は昨日あなた様

御出席だったと聞いております。国民売春対策委員会ではいろいろこの御研究があつて、その結論といたしまして、その六カ月とからみ合う問題が論議されたと聞いておるわけでございます。これでは一応六カ月済みしましたその人が

それだけ勤めれば執行猶予は取り消される、ところが、六月ぐらいでほんとうに直って下さればいいのでござい
ますけれども、それ以後やはり期間が短かいためにもつと世こうと思つても置けない、けれども六月月済んだから

出ていかなければならない、それと同時に、執行猶予はつけられないということになりますと、まだ十分直っていない人が再びまたそういう行為をしたといえますと、また、最初から繰り返してこういうことを通過する、連れて

ゆかれる、こういうことになるのでございしますが、これはほんとうにむずかしいことなんです。一応私どもが六カ月ほど短かいという立場に立つておるものでございますから、やはりこの執行猶予ということがあつていいのではないか。その間退院してもずっとし

ばらく見て行くという期間があってもいいのではないか、こういうように考えておきます。しかし、この説明では、そういうことのない方が自主的に立ち直って行くように思われるというので、執行猶予がつけられていないと

います。私どもが今申しますように、六カ月が短かいという立場に立つてもう少しあたたく見て上げる期間がほしい、こう思っているのですが、このところの御解釈をちょっと伺いたいと思います。

○説明員(横井大三君) まことに適切な御質問なんでしょうが、確かに売春対策審議会におきますときの案におきましては、退院後六カ月間はまだ執行猶予期間を残しておくという考え方に立った答申が出ております。そ

れも確かに一つの考え方なんでしょう。でも、どこら辺で切るかという問題になるわけでありまして、この案におきましては、いやしくも六カ月補導院に入れて、そうしてできるだけその期間を利用して生活指導なり、さらに進ん

で職業補導までやった、それで無事退院したということなことから、それを考えてそのあとまで執行猶予のひもをつけておくよりは、社会にそのまま自由に出した方がいいのではないか。それは理屈の上で申しますと、補導院の

収容ということが結局刑の執行にかわるといふ形をとるわけであります。で初めは刑にかえて補導処分をせよという考えがございましたが、それはとれないということになりました。執行猶予に補導処分を付するということになったのでございますが、こういう

形にいたしますと、結局刑の執行にかえて補導院に収容するという形になるので、まあ理屈としても十分立ち得る理屈である、両々相待ちまして一応この線で切ったわけでございます。しながら、これもまた、運用の実績を

おります。間は行儀よくしておりまして、一たんそこから社会へ出ますると、その期間が、出た当座が非常に重要なんだから、やはり執行猶予をつけておいた方がよろしい、こういうお考えもあるいは運用の上において正しい

といふことが証明されてくるときがあるろうかと思いますが、そういうようなことになりました場合は、われわれもさらにこの三十二条を考え直しまして、それに沿うような案を考えてみた、い、こ、う、い、う、に、考、え、て、お、り、ま、す。

いずれにしても、今回の補導魁分の立法はいろいろな議論のありますところを取りあえず四月一日を目途といたしまして応急に立法化したいたしましたものでございますから、いろいろな点において不備の点が予想されますので、

この四月一日からの運用の実績によりまして、修正して参りたいというふう
に考えておる次第でございます。

○赤松常子君　今のお言葉で、やはり
根本的にこの法に対する考えが違つて
いることがよりはつきりいたしたので

「ございますが、今おっしゃいますように、この補導院に収容されておる間に、刑にかわることに考えた、こういうふうにおっしゃっております。私どもはあくまでこれは教育を主としたその期間であるようにしたいと思つたのでございまして、非常にそこが法に対する根

本能的な考え方が違ってくるわけでごさいます。私どもは、今おっしゃいますように、やってみないことにはわかんないといえはそれまでのことでございしますが、できるだけほんとうに心身ともに教育的に愛情を持ってすなおに

できるだけ心あたらず、できるだけ長い期間あたたかく見てあげていただきたい、こういうふうに思っている立場でございますので、やはり将来、その実績にかんがみて、この辺のことを弾力性を持って考えていただきたいと、こ

もう一つ、三十三条でございますけれども、これは大赦の場合には、一切自由に解放されるということになっておるのでございますが、やはり教育を主とした、人間の成長を末長く見てい

くというわれわれの立場から言えば、大敵があれば一切パーになってしまつて手から離れるということが、この罪の意識ということを罰するといふよりも、今申しましたように、私どもの立場が違ふのでございますから、こうい

う大敵の場合などは、ちよつとこれでは、私どもは、何かもうそれでおしまひといふふりに、責任のがれのようにも考えられるわけですが、この点についてちよつとお考えを聞かして下さいますか。

○説明員(横井大三君) 今の御質問にお答えいたします前に、先ほど私が、補導処分として補導院に収容されていることによって刑の執行にかわるという言葉を申し上げたために、補導処分の執行と刑の執行と同じように考えているのではないかといったような御質問

問がございましたが、そういう意味ではございせんので、刑の執行をいたしませんで補導処分をいたすと、こういうことなんぞございせんから、それから直ちに補導処分による収容と刑の執行と同じように考えているという考へでは毛頭ございせんので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

ただいまの三十三条の問題でございしますが、御質問の御趣旨は、刑の言い渡しとその効力を失ったとき、たとえば恩赦があつたような場合に、刑の言い渡しが効力を失うから、それについている補導処分も効力を失なつてしまふのではないか、それは補導処分の性質上おかしいではないか、こういう御質問と承りました。確かに、補導処分自体が恩赦によつて効力を失うというところは、補導処分それだけについて見ますと、そういうように考えられます。しかしながら、最初から申し上げておきますように、刑の執行猶予に付加して補導処分を言い渡すと、それは刑事手続に乗せる以上、この応急の場合の立法としてはやむを得なかつた、こういう説明をいたして参つたのでございしますが、基礎が、この刑の言い渡し執行猶予というものに付加して補導処分をいたします以上、もとになりまして刑自体に何らかの理由がございましてその言い渡しが効力を失ひますと、基礎がなくなりますので、自然補導処分の方も理屈の上でなくなつてくるという形にならざるを得なかつたわけでありまして、われわれとして、決してこれは本意ではございせんが、ただいま申し上げましたような立法のためにそういう結果になる。将来刑と離して独立の保安処分を言い渡すとい

うようなことになつて参りますという、そういう問題は起つて参らないのでございします。応急的な立法の結果、ただいま申し上げましたような刑に付加して言い渡すというところの結果出てくるやむを得ざる効果と、こういうふうにお考え願ひたいと存じます。

○赤松常子君 よくわかりましたが、どうぞわれわれの意図している立場、また、この法律が意図している立場、これはあくまで、人間を作りかえていく、あるいはよりよく育てていくといふことを貫かなければならないのでございしますから、それに沿つた法律であるべきであつて、法律上の建前が、理屈がどうであるからというところにならぬように、将来この点も、生きた人間を扱うに於いて改訂をお考えおき願ひたいとお願いしておきます。

成の問題になるわけではございますが、ただ補導処分は教育であると、その者のために考へてゐる処分だといふようなことから考へますと、確かに少年法的な扱い方が保安処分に比つたりしておるといふような意見は十分考へられる。その意見に立ちますと、三十三条はおかしいじゃないかというやうな御意見も出て参るわけでありまして、その御意見に對しまして私がお答えしたのでありますが、ただいまのやうな法律構成になつておりました、大敵がありますと当然補導処分がなくなるのは当りまえである、こういうふう

に申し上げてよろしいかと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) 法律論的に申しますと、恩赦法の規定によりまして、大敵、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権、こうなつておりましたが、復権の方はしばらくおきまして、大敵、特赦、減刑、刑の執行の免除、これはいずれも刑罰に關するものでございします。保安処分である補導処分は刑罰ではございせんので、理論的には當然に、大敵、特赦に乘せなければならぬかどう

かという点は別として、乗らないわけなんぞございします。ですから、乗せるべきだといふ御意見と、乗せてはまじいんじゃないかといふ御意見とがあるわけではございしますが、この充春防止法の今回の改正に關します限りは、刑罰と抱き合せの關係になつておりましたので、刑罰について恩赦がありますためにその刑が消えてしまふ場合には、抱き合せになつておりました補導処分の根拠となつておるものが消えますので、この際はもう消えるやうに取り扱ひのたわけではございします。そういうふうな

処分に対する一つの恩典であると同時に、この大敵によつてまた改訂を考へさせるといふ意味を持つておるからこゝれが行われてゐるのではないかと、かゝるに思ふのでありますが、ただいまの政府委員の御所見は、やはりお述べになつた通りでございしますか。

○説明員(横井大三君) 私の申し上げ方があるいは悪かつたかと思ひますが、たとえば少年の保護処分といふのがございしますが、これは保安処分でございします。これは犯罪を契機として保護処分をやらねばならぬといふこと、真犯の場合に保護処分をやらねばならぬといふこと、いすれにしても、これは保護処分でございします。犯罪を契機として行われる保護処分につきましては、犯罪自体は大敵によりまして今後起訴するやうなことはな

らざるを得ないのだから、刑に付屬した処分だから當然そうなるので、やむを得ないのだといふことでございしますが、それはそういう構成上やむを得ないと、こういうものではなかつた、やはりむしろ補導処分も犯罪性をなくしていくといふ一つの刑事政策上から出たものでありますから、従つて、大敵といふものは、これは何といひますか、刑罰に對しても、あるいは犯罪性をなくするといふ補導処分に對しても、同様にあるべきで、補導処分だからこの大敵といふものはしない方がいゝとか、そういう性質のものではないか、それか、そういう性質のものではないか、大敵といふ制度のございしますことは、これは何といひますか、これはまあ考へ方の相違もあるかも知れませんが、大敵といふものは、いわゆる犯罪

れに當るわけではございします。従ひまして、大敵は一般に犯罪について将来責任を問はないといふことは、少年の場合におきましても、充春婦の場合におきましても、同じでございまして、それは一律に刑罰権を消滅せしめます。

〔理事大川光三君退席、委員長着席〕

しかしながら、過去に行われたある処分の効力に大敵がどういふ影響を及ぼすかといふことは、刑の言い渡しと密接不可分の言い渡しになつておりました補導処分につきましては、大敵の影響が及ぶけれども、少年の場合のやうな刑の言い渡しと關係なしに行われます保安処分につきましては、大敵の刑罰権の消滅といふことが影響を及ぼさないといふ形になるわけではございまして、御趣旨の、すべての犯罪について大敵は一律に及ぶのだといふ点につきましては、全く同意見でございします。

○斎藤昇君 私ちよつと奇異に感じますのは、この補導処分を大敵によつてなくしてしまふといふことは實際上妥當でないのだけれども、しかし、刑の言い渡しの形式をとつてゐるからやむを得ないのだ、こういうやうに何うわけでもないのだ、やういふやうに何うわけでもないものなら妥當なやうに私は法律を作るべきではなからうかと思ひます。私は、やはりこういう場合に大敵が及ぶのは実質上妥當だ、こういう説明がつけ得るのじゃありませんかと、こゝ何つてゐるのです。

場合に、赤松先生のおっしゃったような趣旨でどうだろうかという点につきましては、これは運用の問題でございすけれども、この恩赦で消えてなくなるのを機会にして、さらにまた、これを更生の機会にするという扱い方も私は考えていいんじゃないか、こういうふうに思ふのでございまして、これはまあ斎藤先生の御意見、赤松先生の御意見、それぞれ私は立ち得ると思ひますが、この法律に關します限りは、抱き合せになっておりますので、恩赦になつて刑が消える場合には保安処分も消えるという取扱ひをいたしておるのであります。

○宮城タマヨ君 ちよつと、あまりくどいようでございすけれども、刑事局長の御意見まだ一べんも聞かないようですが、今度でございす補導院の問題ですが、そこに入ります者は、あなたは非常に悪質な者が入るだろうというよりなつてもございすか、いかがでしよう。

○政府委員(竹内壽平君) その前提として申し上げなければならぬと思ひますが、補導処分を設けましたために、五條違反の成年の婦女子が——売春婦がぞろぞろと補導院に入るんじゃないだろりかということが考えられるわけですが、それによつて、だから今までの執行猶予になつて野放しになる人が矯正を伴う収容にぞろぞろ入つていくというところは、少し過重なる重荷を与へることになりやせぬかという御懸念もまた同時に出てくるのでございす。が、なるほど法文の上からは補導処分というところを高く掲げますので、いかにもそういう感じがいたすのでございす。が、私、前にも申し上げたかと思ひ

ますが、五條違反の罪というのは、まあいけば軽犯罪的な軽い罪なんでありす。こういう人たちが重刑になるという場合は、それ自体おわりのように、相当程度の悪質と申しす。か、たび重なるでございす。と申しす。か、とにかく一回ちよつと出た、町でつかまつたという者が入るのではありませんか、そのことから御推察がつくと思ひますが、若干統計的に見ても、この統計はごく最近のもので申し上げますと、昨年の一月から六月までの半年の統計を拾つてみますと、勧誘及び類似行為で受理されましたものが約四千ばかりございす。そのうちで公判請求になりましたのが百十四人ございす。その他は、罰金とか起訴猶予とかになつておるわけございす。ところが、勧誘及び類似行為というものは、各都道府県の売春条例によつてございす。この売春条例は四十幾つございす。その中で、今の売春防止法の五條と同じように懲役または罰金の刑罰のついでに罰金と拘留でございす。このうち刑罰になつておるものが三十幾つでありす。従つて、非常に略式の、つまり公判請求をしない、罰金でまかなわれるものが非常に多くなつて統計が出ておる結果が出ておるのだと思ひます。いづれにしても、それはそれとして、求公判のものが売春防止法と違つて少いのですから、この数字が少くなつておる。が、とにかく、四千人の送致件数の中で百人そこそこというものが求公判になつておる。この求公判に

なつておるものは、おそらく検事としましては、回数もたび重なるでございす。これはとても起訴猶予にして保護更生ということでは間に合はない、何とかこれは収容して習性をため直さなければならぬというふうな意図に出ておるものと思ひます。この中で百十四人がどういふ形で裁判されておるかというところは、必ずしもこれはびつたりと合わないのですが、同期間に裁判されておるのを見ますと、百十四人の中で懲役刑に処せられたのが三人でございまして、その三人が全部執行猶予であります。こういう実情が出ておるのではありませんか。この数字は、非常に小さい数字でございす。が、売春防止法が動き出しますと、この数字は動いてくると思ひます。動いてはきますが、大筋として、補導処分になりますものは、求公判になつて、懲役刑が言い渡されて、かつ執行猶予になる場合でございすので、まず求公判になるものがどのくらいの数になるかということによつて判断するよりほかないわけでありす。そういういたしますと、私の感じといたしましては、非常に運用の問題を密接な関係があると思ひます。この運用とインシアチブをとります検察官が、この法律の趣旨をよく理解して、その趣旨ののつとつた運用をするかどうかによつて、この売春防止法特に補導処分の関係は著しく違つた形に運用されるおそれがある。

そこで、この点が非常に大事なところだと思ひますが、おそらくはこの五條違反の罪というものは、大部分のものがこの保護更生ということを裏づけとして起訴猶予処分になるのではないかとと思ひます。それから今度罰金でま

かなれておつたとか何とかいうもので、これが相当数求公判という形になると思ひます。求公判を受けましたもので、まあ裁判所によつては罰金を言い渡す場合ももちろん絶無ではないと思ひますが、その中で、まあ在宅さしでもいいというときには、保護観察付の言い渡しを受ける場合が相当ある。さらに実刑に持つていかなきゃならぬと検察官が思ふ者、これまでだつたらそう思ふ者、補導処分という制度がございすので、補導処分になつて入つていくというところで、まあこの起訴猶予が、保護観察か補導処分かというところで、まあこれを原則としまして、運用されるように私も検察官に要望せざるを得ないというふうに私は考へておるのでございす。そういうふうに考へて参りますと、補導処分を受けます者の数は、そう多いものではないからというふうに考へる次第であります。

○宮城タマヨ君 私もあなたと同じ見方です。今は全国的に起訴された者は三人とおつたでございす。

○政府委員(竹内壽平君) 三人は執行猶予になりました者でございす。

○宮城タマヨ君 実刑を課された者はないのですね。

○政府委員(竹内壽平君) ないのでございす。

○宮城タマヨ君 そうすると、全国的に言つて三人が執行猶予になつてゐるというわけですか。

○政府委員(竹内壽平君) さうでございす。

そこで、繰返し言うようですけれども、今度渡部矯正局長に伺ひたいのですが、第二條によりますというところ、生活指導、職業指導というところ、生活指導、その内容を少し説明していただきたい。生活指導とは一体何をやるのか。職業指導を六カ月何をしようと思つていらつしやるか。それを一つお聞かせいただきたい。

○政府委員(渡部善信君) 非常にむずかしいこととございす。この指導の内容を生活指導と職業指導と医療とこの三本立にいたしましたのでございす。が、この生活指導と申しますのは、これは世間一般で言われておりますけれども、なかなか内容を盛つていくというところは、口に言うことは割合やすいのでございすけれども、實際問題として、いかにしてこれを身につけさせるかというところは非常にむずかしいことだと私考へるのでございす。で、この生活指導は、結局かような補導処分を受けました婦人たちの従来の生活から考へてみまして、まず生活の建て直しをやつていかなければならないというのが根本の問題だと私は考へるのでございす。そこで、この第二條の第一項に書いてあるのでございす。が、まず規律ある生活というものを身につけさせていくというところがまず初歩の、第一段に考へていかなければならないことだと思つておるのでございす。こういうふうな婦人たちは、何と申しますか、生活様式が全く普通の人間たちとはベキエリアになつておる。昼間は寝ておつて、夜中になつて働き出すというふうな生活でございす。かような女性が、われわれの少年院その他でも指導を受けるのでございす。

○宮城タマヨ君 そうですね。そうすると、今度の補導院に入る者の数は少いだらうというお見込みのようですが、私も同じことを考へております。

○政府委員(渡部善信君) 非常にむずかしいこととございす。この指導の内容を生活指導と職業指導と医療とこの三本立にいたしましたのでございす。が、この生活指導と申しますのは、これは世間一般で言われておりますけれども、なかなか内容を盛つていくというところは、口に言うことは割合やすいのでございすけれども、實際問題として、いかにしてこれを身につけさせるかというところは非常にむずかしいことだと私考へるのでございす。で、この生活指導は、結局かような補導処分を受けました婦人たちの従来の生活から考へてみまして、まず生活の建て直しをやつていかなければならないというのが根本の問題だと私は考へるのでございす。そこで、この第二條の第一項に書いてあるのでございす。が、まず規律ある生活というものを身につけさせていくというところがまず初歩の、第一段に考へていかなければならないことだと思つておるのでございす。こういうふうな婦人たちは、何と申しますか、生活様式が全く普通の人間たちとはベキエリアになつておる。昼間は寝ておつて、夜中になつて働き出すというふうな生活でございす。かような女性が、われわれの少年院その他でも指導を受けるのでございす。

○宮城タマヨ君 そうですね。そうすると、今度の補導院に入る者の数は少いだらうというお見込みのようですが、私も同じことを考へております。

てありますが「生活指導は、相談、助言その他の方法により、婦人の自主的な方法でこれを行つていこうというのがねらいでございます。御承知のごとく、ここに入つて参りますのは少年ではなくて、二十才をこした成人でございます。従つて、ただ説教だけしておりましたも、とても効果は上らないと存するわけでございまして、ときどき機会をとらえまして、そしてこの相談、助言の方法によつて、自主的に婦人たちを指導していくというよりな方向でもつていきたい。そしてそれは結局は、婦人の自由と尊厳とを自覺させていくということ、そして婦人としての基本的な教養を授けていく、まあ言葉で表わしますと、さよりなことになると思ふのでございます。

○宮城タマヨ君 朝のすがすがしい空気をまあ吸わせる癖をつけるのもいいですけれども、朝早く起して何させようということ思つていらつしやるのですか。私は生活指導はそこから始まると思うのです。ただ起きてすがすがしい空気がなというのを味わつたつて仕方がない。もっと具体的にのつちやつて下さい。

なお、この職業の補導でございますが、この職業の補導も六カ月という期間から考えていきますと、なかなか徹底はしにくいのでございます。一つ職業を覚えさせようとするのと、どうしても一年くらいの期間を要するのでございます。たとえば理容の職業を身につけさせようということにいたしましたとしても、資格を持たせるためにはどうしても一年の期間が要るわけでございますが、かようにほんとうに職業の本格的な補導をやつていこうとしますと、六カ月ではなかなか実施がむずかしいのでございます。そこでわれわれといたしましては、この職業の補導に当りましては、まず本人たちに勤労意欲というものを持たしていき、働くということの榮しさというものを体得させていこうというふうに考えております。

あるいは園芸もさせることもありますし、また、ただいま申しましたごとく、みずから炊事をさしていくというふうなこともさしていく。そして婦人たちの、これは生活指導になるかも知れませんが、針の持ち方一つからでも教えていかなければならない、かように考えております。

いろいろなもの簡単に、そして賃金短期間に覚えることができるということをお願いしておるのをごさいますて、そのようになどという職業を補導していくかというところに付きましては、今後も御婦人方、団体の方々、その他の方からいろいろのお知恵を拝借しまして、そして短期間に効果の上るような業種を選び、それを実施していきたいというふうに考えております。なお、この六カ月の期間が非常に短かいのをごさいますて、なかなか効果を上げにくいのをごさいます。従いまして、補導院を出ましてからあとの指導というものが非常に大事になっていくと思うのをごさいます。ことに収容施設、こちらを出ましてすぐさま元の古巣に帰っていかねければならないということになりますては、とんでもないことになるわけの線に乗せまして、その仕上げをしていくというふうに考えておるのでございます。

○宮城タマヨ君 施設におきまして、食事の用意はだれがするのでしょうか。それから着物はだれが縫いますか。

○政府委員(渡部武信氏) さようにしたいと思つております。

○宮城タマヨ君 そこで、私は生活指導といふことを、幾らえらい局長でも、大臣でも、男の方がお机の上でお考えになりますと、この法案に出ている通りのこととおつしやつてなさるんじゃないかかと思つて、大へん心配しております。法案は法案でいいんですけども、実際の案は、仙合の青葉少年院の院長が言つておられましたように、あそこでもかかないをやらしておる。近所の管区の職員二十数人のまかないをやらさしてみても、その結果が非常にいいといふことをここで証言なさつていらつしやいました。そのことについて私あとでよく聞きましたところが、来たての少年たちは、ことに兎春婦の経験のある者は、絶対に働くことはきらう。なぜかといふと、私ら一晚かせれば大い五千円くらいかせげる。あわせの着物を一枚縫えば三百円だ。一晚かせれば、三百円の十枚分でも二十枚分でも代金は取れるから、こんなばからしい裁縫をしたり、またたきをするようなばかなことをしなさいと言つて、絶対に言うこととを聞かなかつたという少年がいるとい

導の最初だろうかと思つております。そして普通の家でしたらいろいろな副業をやつていかなくちやならない。そいうことの指導ももちろんしなければならぬ。そこで職業輔導と生活指導といふものを表裏一体にからみ合せ、いわゆる女の生活を確立して、いかなければならぬ問題で、これは、私は大へん大事だ、大事な項目です。しかし、これはもう少し時間をかけましていろいろ私は伺つてみたいと思つておりますが、きょうはこれくらいにいたしておきます。だけれども、いよいよ補導院に着手なさるにつきましては、建物のこともありますが、職員の人選ということについて、どうしても女の生活ということについて、どうしても女の生活、わかつている者、そうして手をこまねいて女中を使つてゐる人、そういう経験者でなくて、子供を育て、台所の苦勞もし、ほんとに女の生活を身につけた者をもつて、一つ生活指導に當てるような職員の編成をしていただきなさい、といふことを私はお願いしまして、きょうは、私の質問はこれだけにしておきます。

○大川光三君　先ほど宮城委員の御質問のうちに、實際五条違反で体刑を受

けるという例は、先例に徴してきわめて少いというのを、数字を示して御説明をいただいたのでありますが、一体この売春防止法が四月一日から完全実施されるとして、いよいよ補導処分によって補導院に収容されるという時期は一体いつごろになるだろうかという問題でございます。私の判断いたしますところでは、判決で補導処分が言い渡されるまでに、少くとも五段階くらいある、こう考えるのであります。たとえば、まず最初には起訴猶予というものが考えられる。そして起訴猶予の者に対しては再度再犯があれば、これはおそろしく罰金刑でまず処断される。しかもその罰金刑は前例に徴しますと三回、五回、罰金刑をかけられたという例があるのであります。二段階ではまず、罰金、そして第三段階で体刑に対して執行猶予、第四段階で体刑に対して執行猶予に対する保護観察、そして第五段階で、体刑に対する執行猶予並びに補導処分、第六段階で実刑、こういう段階を経るだろうと私は思うのであります。そういたしますと、實際この法の完全実施によって、直ちに補導処分によって収容されて補導院に入るといふことはちょっと想像がつかぬのでありますけれども、いろいろ実施になると、実際に補導院に被告人が収容されるというのはいつごろの時期になるだろうかということの一つ伺いたいのであります。

○政府委員(竹内壽平君) その点は、なかなか予測しがたいむずかしい問題だと私も考えます。ただ仰せのように、起訴猶予、罰金、罰金の執行猶予というのをごさいます、さらに実刑の執行猶予、執行猶予付保護観察、執行猶予付補導処分、さらに実刑と、この段階的にはたくさんございまして、先ほどもお答え申し上げましたように、補導処分というものが保安処分でありまして、売春婦の実質的意味における保護更生をはかる矯正手段でございます。これにどの程度の価値を認めてこれを推進するかというところは、まあかつてこの法案のもとにおきましては検察官の責任というふうに感じるのでございまして、私も確かに直ちに補導処分の判決が出てくるとは思いません。時期的にズレが起ることはこれはもう想像するにたかくなないのであります。その裏づけになることは必ずしも思いませんが、ここに統計がございまして、申し上げますと、これは昨年の一月一日から八月三十一日までの八カ月間の東京地検で取り扱いました売春婦の実態調査でございますが、この間に二千四百三十人が検挙されておりますが、その初犯として見られるのが千六十人でございまして、それから二回ないし五回の検挙を受けておりますのが千百十九人、六回から十回までの検挙を受けた者が百七十九人、十一回以上が七十二人、こういうことになっております。二回ないし五回というのが初犯よりも多いというところはかなり注目すべき状態と思うのでございます。これらの実態をよく検討いたしまして取扱いはよく体しまして方針を考慮いたしたいというふうに考えておるのでございます。

○大川光三君 この機会に、前回私が補導処分の取り消しをなぜ認めないかという質問をいたしましたに對しまして、当局の方から、たとえば成年の女子という意味で五歳違反で処断した者が、年令が成年に達してはなかつたというふうな場合に、ぜひ補導処分の取り消しをやらなければいかぬ。しかるに補導処分の取り消しがないではないかという趣旨の質問でございまして、これに對しまして、それは非常上告の理由となるからそれによって救われるのだという御答弁を受けたのであります。ところがよく調べてみますと、設例のような年令の誤認は非常上告の理由にはならないという判例があるのでございまして、このことはたまたま私が在野法曹でありまして立場から、ぜひ当時の御答弁に對する御見解を再び伺っておきたいと思つたのであります。

○説明員(横井大三君) 年令の誤認が非常上告の対象にならないというのは確かにそういふことになっております。先般申し上げました私の御説明は大へんその点不十分でございました。法令違背のつまり誤った裁判がありまして、再審あるいは非常上告というふうなごく大ざっぱなつもりで申し上げまして、お尋ねの年令誤認というふうにしほつて参りますと、その中の非常上告というものは現在では判例上許されないといいことになっております。実は裁判所がかりに年令を誤認いたしました判決をいたしました場合には、通常の場合には上訴審によつて是正を求める。これが普通の場合であります。ところが、両当事者とも気がつかない、裁判所も気がつかないというふうな、ごくまれな場合にそういうふうな事例が起るわけでありまして、で、年令の誤認は非常上告の対象にならないという事例につきましては、これはすでに判例が出ておりますので、裁判所の方としましては確立したものであるのでございますが、この点につきましては、実は刑事訴訟法一般の問題といたしまして、相当学者の間に議論のある点でございまして、かつてはこの点は非常上告の対象になるという考えが有力でございました。最高裁判所になりましてから、その点は非常上告の対象にならない。一体事実と法律とはどこで區別するかというふうな問題とからみまして、実は學說上非常にむずかしい問題があるわけでございます。われわれも救済手続のうちの非常上告につきましては、この問題以外にいろいろ問題がございまして、刑事訴訟法の改正につきましては、一つの大きな問題として考えていかなければならないと、こういうふうな存じております。ただ現在のところ、上訴方法がない。非常上告では救済できない。われわれといたしましては、できるだけ上訴の方法によつて、普通の上訴によつて解決したい。万が一そういう事例が出ますと、判決が確定しておりますので救済方法がないという結果になるわけでございます。その点も何か救済せよという御意見もごもっともと思つておりますが、これは非常上告一般の問題にもなりまして、あわせて検討して参りたいと思つております。

○大川光三君 そういたしますと、ただいまの御説明ではつきりいたしましたが、前回の私の質問に對する御答弁で、非常上告ができる、その点だけは御訂正になることになりましたね。

○赤松常子君 時間もだいぶ過ぎましたので、簡単に一、二お伺いいたしますが、売春防止法が実施されました、たびたび申し上げますように、陰に陽に影響を受けました旅館及び旅館に働いておられる女子従業員の方々の問題がいろいろな姿でまた問題になってくると思つてございまして、私も最近あちらこちらの旅館及び温泉の旅館に実情調査に参りまして、非常に憂慮すべきことがたくさんございまして、とをつかんで参りましたが、この環境衛生の方では、旅館に對してどういふ御指導をしておいでになるのでしょうか。単にこの旅館の衛生という点でしよるか、その従業員の健康問題、そういうことまで一応衛生に入ると思ふのでございまして、それはどういふふうなやうにおいででございましてしよるか。どの程度にこの旅館業法の正しい施行を見ていらつしやるのでございましてしよるか。一応伺いたいと思つております。

○政府委員(尾村偉久君) ただいまの旅館並びに旅館の特に女子従業員の指導の問題でございまして、ただいまのところ、旅館業法に基きましては、昨年の五月まではあくまで衛生上の構造設備並びに衛生上のこれらの設備の運用というところに範圍がとどまつておりました。従ひまして、業態がもうけすぎるとかあるいは従業員をどうするといふようなことは全然これは触れていなかった。もつぱらさういふ従業員等あるいはその他の旅館主等の健康問題いわゆる衛生問題とは別個の立場で接客業者としての健康診断、こういう問題が別に結核予防法なり、あるいは

ついても、組合を通じてある程度法の裏づけで指導、監督ができると、かようなふうになりました。これがまだ十分効果を上げておりません。中央の連合会も近くできるそうでございますが、まだ県の半数くらいに旅館組合ができた程度でございます。理容等也是如此で、今全国できておまして、中央連合会ができて、今指導を始めておりますが、これを今四月からの春春防止法の実施とも並行いたしました期待をいたしております、こちらで指導をする。

伺いました、ほんとうに私はおそいと思ひます。で、労働契約であるとか、賃金であるとか、休日であるとかということは、またあとから基準監督の關係の方に伺いたいと思ひますが、今あなたのおっしゃる、營業全体のその秩序を立てるというのでしょうか、非常に私は大事な点だと思ひます。私聞いて参りましたところでは、大体お客のゆかた、寝巻を洗うそういう石けん、これも女中持ち——ほとんど女中持ちでございましたし、それからひどいものになり

具まで買わされる、それからまた、少し旅館が広いと掃除が行き届かない、それで雇い人をせぬと掃除が行き届かない、そうするとその雇った人の給料まで女中がみな払っている、こういうふうに二重、三重に、固定給もない上に、営業に必要な経費まで払わされている、で、ひどいになりますと、お客がお払いをしないので、そうして集金に行けというわけで取りに行きます、そうすると、その取りに行く交通費及び、昼になると食事も外でせねば

る一切のことを盛り込むことではない。建前
は、衛生立法ということとで進んでおり
まして、たとえば今のように枕カバー
女中持ちにいたしても、旅館持ち
にいたしても、非常に不潔にする
がある、いわゆる伝染病その他のおそれ
があるという部分には、これは現在で
も条例できめてるように法律がなっ
ておりまして、これは指導が不足な
らば十分指導いたすわけでございます。
その営業全体に関する、今の労働基準
法に適用される問題まで切り離して、
こちらへダブってかけて……、それで
旅館を見にいくのは、保健所の、主と

員が、ああいう環境でございますので、他の職業以上に待遇が悪いということになりますと、衛生問題はもとより、売春行為にどうしても片寄りやすい。これによって収入を得るというところが、ちょうどネコにカツおぶしみたいな形になりやすい職業でございしますので、どうしても待遇を安定しなければいけないというところでございます。これはまあああいう従業員としましては、被用者の立場で、労働基準法の適用に基きまして、労働省の關係でこれはある程度規制されるわけでござい

「バケツ、これも女中持ちのところが七割くらいあるのです。それで私どもが、なぜこれを——営業するために必要な道具なのであるから、営業主、旅館業主がこれを持たないかというのを一々聞いてみるのでございますけれども、女中さん方はこう申します、一応私どもはそういうことを申し出ました。けれども、旅館業主の言うのには、旅館の方から買つてやると、みんなが粗末に使つて、一本のほうりきでも半年しか持たない、それで、お前たち自分で買いなさい、自分で買ったら自

持ち、ひといいになりましたと、お客が市外電話をおかけになりました——内緒で
おかけになったのですね、それもみなその当番の女中持ち、こういうふうに
ほんとうに何もかも女中持ち、女中持ちというところで、非常にその収入が少
いわけでございます。そういうところから、今あなたの心配なさる、私も心配
しております風俗の壊乱の方に回っ
ていかざるを得ないわけでございます。
で、こういうところを、今あなた
のおっしゃる営業全体の、何と言いま
すか、こまかい規定をお作り下さつ

して衛生職員でございしますが、この中で、現任がわかるようにするということでは、現在のところ、これらの営業をそれぞれ分担してやっておるわけですが、これがらはちよつと今直ちにそうしたいということとは申し上げかねます。これはやはりいろいろな営業関係全部そういうふうにする建前に踏み切りませんと、ある特定のものだけさような形にするということとは困難かと存じますので、これは現行法でも、労働省なり、あるいは資金面等でございますと、それの方の所管もございしますが、さようなところと十分協力をし

すが、ただ長い習慣でチップ制度、あるいは茶代制度になっておりまして、固定して一体女中の収入は何であるかというのが非常につかみにくい、これが一番難点でございます。これの方もやはりまず解決しなければいかぬと思ひまして、今の営業方法の改善についての組合の共同動作ということを指導を始めるつもりで着手をしたい、こういう考えでございます。

○赤松常子君　まあよりよりそういう点に目をおつけになったということを

分のものだと思つて、これを一年くらゐ長く大事に使つたらうと、こゝういふふうなことで、その旅館を経営していくすべての道具、石けん、こゝういふものまで女中持ちというところが、七割、八割なのでございます。こゝういふところから、どうしても収入は少しやつたし、それから今あなたのおっしゃつたように、固定給のあるところについて、今の労働基準監督局から出たこの調査、これも私非常に実情とは違ふと思ふのでありまして、固定給もほとん

て、こういうことは旅館が持つべきだ、こういうことは女中さんに負担させちゃいけないということまで規定というのがないということに、今言つたよりなまことにひどい、それこそ苛酷な搾取の状態が續けられていると思うのでございますが、こういう実情を御存じでございましてしょうか。こういうことまで今度の法律に含めていたいただけるのでしょうか。

○政府委員(尾村偉久君) 東京の実情はある程度存じておりますが、ただ旅館業法の改正の方に、今の旅館に關す

合つて、さういふ点はわれわれの方で一番発見しやすいのでございます。旅館の衛生管理のチャンスに発見できるという点を十分に通告を出してそれぞれ持つておるところの権限を発動していただいて総合的にやりたい、かようにするのが一番今のところ適當かと存じます。

○赤松常子君　現実にもそういうことが行われておるのでございますが、こういう点に対して、労働省の方にかよつと伺いたいと思います。

○説明員(鈴木健二君) そういふ事柄が一部に行われておるといふことは承知いたしておるわけでございますけれども、固定給が少くて歩合給が非常に多い。あるいはお客さんが器物を破損した場合にそれはその担当した女中持ちだ、あるいは洗たくの場合の石けんを女中持ちでやらすというふうなことは直接基準法違反にならないので、従つて、われわれといたしましては、そういう基準法の問題以前の問題がこの業界にはたくさんあるという観点から、先ほど厚生省の方がおっしゃいました厚生省の業者の団体を通ずる指導と相待ちまして、まず基準法を施行する以前の基準そのものを確立していきたい。それから、そういう基準を確立すると同時に、基準法に定められた違法状態というものを段階的に是正していきたい。こういうふうな考えをもっております。

○赤松常子君 もちろん基準法に違反することは見のがすわけにいかないと申すのでありますけれども、それ以前に指導というのでございましょうか、まず調査の実態を把握するということとはどちらでしていただけるのでございましょうか。

○政府委員(尾村健久君) 先ほど申し上げましたように、現在東京は比較的早く同業組合が発足いたしましたので、現在同業組合に、まず傘下の組合員の今の営業を含めまして実態をまず把握するようにということで組合員に調査いたしております。そういうことがわかりますと、大体問題になつておる今の雇用の制度がどうなつておるか今度初めてつかめるわけでありまして、今まではそれが実際にどの官庁の

権限でもつかまされなかつたものでございまして、さういふ形では、今労働省からもお話がありましたように、日本のお客側にも原因があつたのでございまして、チップによりまして快適な宿泊を求めるといふようないろいろな間違った考えもございまして、すなわち快適な旅館宿泊を目的とするといつておられますけれども、この快適の内容が衛生的にきちんとして設備が整つていなければいけません。あるいは日本人といたしまして家庭的な雰囲気まで個々の従業員なり旅館業者に求めるかという点が、まだ日本周を持っておりますので、日本式の旅館ではまだ割り切れておりません。とにかくわれわれの方では、これをホテル式にサービス料一割あるいは二割を機械的に取るということが一番はつきりするものでございまして、それをいまして、大部分の旅館主のみならず、その顧客側からも非常な反対を受ける。旅館に行つても、独自のアパートにのけると同じようなものではなくて、旅館へ行けばちゃんと主婦を持つてゐる主人が泊りにいったときと同じ状況を期待するようになつて、それに對してただ機械的に従ひまして、それに対してただ機械的にというところは非常に難点がございまして、その調整を日本式旅館の場合には、はからないと、必ずしも利用者側の日本人の感情にまだ合ふぬという点がございまして、さういふ点も尊重しながら、その中で従業員の待遇が非常に前世紀的な形になつてゐるところを直せるかといふところを考へていきたい、かように思つております。

○赤松常子君 私大へん時間がおそくなつて気がせいておりますが、このこ

とについてもう少し尾村部長さんにもいろいろお話しし、また、お聞きしたいと思つてございまして、きょうは時間もございせんからこの辺にいたしておきます。

次に鈴木さんにお尋ねいたしますが、この調査は大へんきいではございまして、実際これが行われていない点があるのでもございまして、たとえば休日については、休日の定めある事業所は八七五である。大部分が休日の規定をもつてはおるけれども、実際は行われていないという、これは文字とその多くの実態というものがほとんど違つてゐるわけなんです。それから、私はこの調査の御報告は少し信頼できないのであります。まあこういうこともちよつと申し上げておきたいのでございまして、今繰り返して申し上げますように、雇用制度の全然できていない、二十年間動もてゐても何らそこに正式な雇用契約が結ばれていないから、あすにでも出て行けと言われればそれきりだといふような場合も私聞いております。二十年でもこうなんですから、それ以下は推して知るべしだと思つて、それから固定給もありません。休日もうたれておるだけで実際にけ行われておりません。こういう実に近代以前の状態で働いておる従業員が約三十万人もいるのであります。この人々の労働条件の監督というものが実にこれはまだまだ不十分だと思つております。なぜかといふことがはつてあつたかといふことは、その実情がつかめないから、その実情をつかむといふその努力が足りないから、こういうところを私は強く御反省願ひたいと思つて、この問題をこれか

らほんとうに本格的に取り上げていつて、売春防止法の実施とともにこういう所に流れ込む、そういうことが予想されることなのであります。この面からも売春防止法のできた後の犯罪あるいは害毒といふものを防ぐその態勢を早く確立していただきたい、こう思つております。また、これは聞きわけでありまして、まだこれは聞きたいのでありますけれども、時間がないのでまことに残念でございまして、まだこの質問は保留しておきたいと存じます。

○大川光三君 この際資料の請求をしておきたいと思つて、先ほど竹内刑事局長から御説明がありました第五條相當の事案の違反で、今日まで条例で検査された件数、また、処罰された件数並びにその処罰の内容等の統計表の提出をお願いしたいと思つて、いま一つ問題になつております。保護具の現物を当委員会に御提出を願ひまして、できれば実験をしてお示しを願ひたいと思つて、統計並びにその保護具は、できますれば、次回の十日の委員会に御提出をいたしたいと思つて、

○委員長(青山正一君) 刑事局長並びに矯正局長に申し上げます。ただいま大川委員から、保護具を現物資料として提示されたいとの要求がございました。また、統計書類を要求されました。また、十日の委員会にぜひ御提出下さるやうに要望いたします。

○赤松常子君 私の先ほどの質問に対する答弁が残つております。

○説明員(鈴木健二君) さいせんおつしやいましたような監督官が出向きまして一々法の違反を摘発して処罰するといふこともさういふ労働条件を上げ

るためのもちろん有効な手段だと思つて、先ほど申し上げましたように、業界全体の空気にいたしまして、基準法以前の状態にある場面が相当にありますが、単に監督官が参りまして事犯を摘発するといふだけでは根本的な問題の解決にはならないと思つてあります。で、われわれはさうした監督とあわせて、今申しましたような違反の原因態様に依つて、何と申しますか、段階的に違反が是正されていくといふ方法を業界指導その他を通じて一方でもやりながら、特に悪質な者につまましては、万全な態度をもつて摘発したい、こういう方向でいきたいといふように思つております。先般も申し上げましたように、一月二十九日付をもちまして積極的に指導監督に當るやうな通牒を出したやうな次第であります。

○委員長(青山正一君) 両案についての本日の質疑はこの程度にとどまして、これにて散會いたします。

午後五時一分散會

三月六日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月十三日)

一、売春防止法の一部を改正する法律案

一、婦人補導院法案

三月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

13 第十一項の規定により改定された恩給及び昭和二十七年十一月一日から昭和二十八年十二月三十一日までに給与事由の生じた執行吏の恩給については、昭和三十五年七月分以降、その年額を十一万五千円を俸給年額とみなして算出した年額に改定する。

14 前項中「昭和三十五年七月分以降」とあるのは、昭和三十三年十月一日において六十五歳に満ちてゐる者については「昭和三十三年十月分以降」と、同日後昭和三十五年五月三十一日までに六十五歳に満ちる者については「六十五歳に満ちた日の属する月の翌月分以降」と読み替えて、同項の規定を適用するものとする。

15 前項の規定により年額を改定された恩給は、昭和三十五年六月分まで、改定年額と改定前の年額との差額の十分の五を停止する。

16 第十三項の規定（第十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）により恩給年額を改定する場合において、算出した恩給年額に百円未満の端数が

あるときは、その端数を切り捨てた金額をもつて改定年額とする。

17 第四項の規定は、第十三項の規定による恩給年額の改定について、準用する。

附則

この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。

昭和三十三年三月十二日印刷

昭和三十三年三月十三日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局